

平成 28 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) 「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」の
公布について
(平成 27 年 6 月 24 日 国土交通省) 1
- (2) ディーゼル重量車及び二輪車の排出ガス規制を強化します。
(平成 27 年 7 月 1 日 国土交通省) 9
- (3) 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令等の制定について
～ナンバープレートの表示義務が明確化されます～
(平成 27 年 12 月 28 日 国土交通省) 17
- (4) 電気二輪自動車等の乗車人員を感電から保護する基準の新設等について
(道路運送車両の保安基準等の一部改正について)
(平成 28 年 1 月 20 日 国土交通省) 20
- (5) 世界初！燃料電池二輪自動車等の技術基準を策定しました。
～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～
(平成 28 年 2 月 23 日 国土交通省) 25

2. 通達等

- (1) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの留意
事項について
(平成 27 年 4 月 10 日 国自技第 6 号の 3) 28
- (2) 自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車
の保守管理の実施について
(平成 27 年 4 月 30 日 国自整第 38 号の 3) 31
- (3) 自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の記載に係る取扱い
について
(平成 27 年 5 月 21 日 国自整第 46 号の 4) 35
- (4) 「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて
(依命通達)」の一部改正について
(平成 27 年 6 月 11 日 国自技第 67 号の 3 国自整第 55 号の 3) 42
- (5) タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの改修促進について(協力
依頼)
(平成 27 年 7 月 8 日 国自審第 523 号 国自情第 54 号 国自整第 80 号) 45
- (6) 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について
(平成 27 年 9 月 10 日 国自整第 196 号の 3) 47

(7) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」等の一部改正について （平成 27 年 11 月 16 日 国自環第 117 号の 2）	52
(8) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 27 年 12 月 25 日 国自技第 207 号の 3）	57
(9) 自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について （平成 27 年 12 月 25 日 国自整第 322 号）	75
(10) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について （平成 28 年 1 月 20 日 国自技第 214 号の 2）	89
(11) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について （平成 28 年 1 月 20 日 国自技第 215 号の 2）	93
(12) 「封印取付委託要領」の一部改正について （平成 28 年 1 月 25 日 国自情第 212 号の 2）	96
(13) 事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について （平成 28 年 2 月 19 日 国自整第 370 号の 3 国自安第 254 号の 3）	99
(14) 自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼） （平成 28 年 3 月 11 日 国自情第 271 号の 3）	117
(15) 「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について （平成 28 年 3 月 22 日 国自整第 410 号の 3）	119
(16) 自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼） （平成 28 年 3 月 28 日 国自情第 278 号の 2 国自整第 425 号の 2）	155
(17) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について （平成 28 年 3 月 28 日 国自整第 430 号の 2）	160
(18) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 14 条の規定による道路運送車両法第 41 条に基づく技術基準に適合する自動車に係る車体表示に係る交付要領の改正について（依頼） （平成 28 年 3 月 31 日 国自環第 266 号 環水大自発第 1603314 号）	172
(19) 車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について （平成 28 年 4 月 22 日 国自整第 16 号の 3 国自安第 6 号の 3）	181
(20) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 28 年 5 月 12 日 国自整第 38 号の 3 国自環第 32 号の 3）	198

3. その他

(1) バスの車両火災事故防止の徹底について

(平成 27 年 12 月 30 日 国土交通省) 202

(2) 自動車検査(車検)を受検した自動車の点検整備に関するアンケート調査の実施について

(平成 28 年 1 月 22 日 国土交通省) 204

(3) デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！

～ 事業用自動車の火災事故防止に向けて ～

(平成 28 年 3 月 4 日 国土交通省) 207

1. 法令編

(1) 「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」の公布について

5 平成27年6月24日 水曜日 官 報 (号外第140号)

7 施行期日等
(一) 災害対策基本法施行令の一部を改正し、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間、中央防災会議の委員の定数を一名増員することとした。(附則第二項関係)
(二) 行政機関職員定員令の一部を改正し、内閣の機関における特別職の職員の定員を一名増員することとした。(附則第三項関係)
(三) この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行することとした。

6 この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行することとした。

5 法第一四条第一項において読み替えて準用する法第三條第二項等に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例によることとした。(第五條第二項関係)
法第一四條第一項において準用する法第四條第七項に規定する派遣職員に關し、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例を定めることとした。(第六條關係)

4 法第一四條第一項に規定する政令で定める職員等
(一) 法第一四條第一項に規定する政令で定める職員は、臨時的に任用されている職員等とすることとした。(第五條第一項關係)

3 派遣職員に關し、國家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。(第二條關係)
派遣警察庁所属職員等(法第四條第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法第五六條第一項に規定する地方警務官である者をいう。)に關し、地方公務員等共済組合法等の特例等を定めることとした。(第三條及び第四條關係)

2 派遣職員に關し、國家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。(第二條關係)

1 派遣職員(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(政令第二五八号)(文部科学省)号(文部科学省)
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を平成二十七年六月二十五日とする。)

◇平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(政令第二五八号)(文部科学省)
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を平成二十七年六月二十五日とする。

法 律

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律をここに公布する。
御 名 御 璽
平成二十七年六月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律
(道路運送車両法の一部改正)
第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項中「掲げる書面」を「定める書面」に改め、同項第三号中「乗用自動車(人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外の)」を「乗用自動車等(人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項(第七十一條の第二項に規定する構造等に関する事項をいう。)に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定める)」に、「同條第七項」を「第九十四條の第五項」に改める。
第十一條第一項中「長、以下この條の下に(次項第三号及び第三項を除く。)」を加え、同條第二項中「自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九條第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
一 自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第三十九條第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。
二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。
三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。
第十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。
3 国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。
第十九條の見出しを「(自動車登録番号標の表示の義務)」に改め、同條中「国土交通省令で定めるところにより」を削り、「及びこれを」を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標」に「を見やすいように」を「の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。
第二十四條の次に次の一條を加える。
(独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査)
第二十四條の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査(以下この條において「確認調査」という。)を独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。
2 機構は、確認調査を行つたときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により確認調査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、確認調査を自らも行うこととすることができる。

4 国土交通大臣が前項の規定により確認調査を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる確認調査を行わないこととする場合における確認調査の引継ぎに関する所要の事項は、国土交通省令で定める。

第三十六条中「国土交通省令で定めるところにより臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければ」を「次に掲げる要件を満たさなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二 臨時運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第二項中「国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けた」を「次に掲げる要件を満たす」に、「当該回送運行許可証」を「当該許可」に、「これ」を「当該回送運行許可証」に改め、同項に次の各号を加える。

一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二 回送運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第八項を削り、同条第七項中「現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下「一」といふ）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「正当な理由がないのに、前項の規定」を「第三項の規定により許可に付した条件」に改め、同項を同項第三号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項中「回送運行許可証の」を「当該許可の」に、「は、その日から三日以内」に、「当該」を「又は次項の規定により許可を取り消されたときは現に交付を受けている」に、「これに係る回送運行許可番号標を」を「現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下この条において「交付」を受けている回送運行許可証等」といふ。）の全部を、同項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内（同項の規定により許可を取り消されたとき又は同項の規定による命令を受けたときにあつては、その通知を受けてから五日以内）に、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「その有効期間」を「交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可は、条件を付し、及びこれを變更することができる。

4 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十六条の二第九項中「第七項」を「前項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改める。

第六十三条の二第六項中「独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」といふ。）」を「機構」に改め、同条第七項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の三第五項及び第六項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の四第一項中「輸入した自動車製作者等」の下に（当該基準不適合自動車の装置（後付装置を製作し、以下この項において同じ。）のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認められるものを除く。又は輸入した装置製作者等を含む。）を、「届出をした自動車製作者等」の下に（当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認められるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。）を加える。

第六十四条中「研究所」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「国土交通省令で定めるところにより」を削り、「表示し、かつ、その」を「国土交通省令で定めるところにより、かつ、被覆しないことその他当該」に、「を見やすいように」を「の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第七十四条の二の見出しを（道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査）に改め、同条第一項中「自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」といふ。）を「機構」に改め、同条第二項中「検査法人」を「機構」に改め、同条第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の三第六項及び第七項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の四中「第七十五条の二」を「第七十五条の三」に、「第七十五条の四」を「第七十五条の五」に改める。

第七十五条第三項中「規定により」の下に「その型式について指定を受けた特定共通構造部（同項に規定する特定共通構造部をいう。）の当該指定に係る構造、装置及び性能並びに第七十五条の三第一項の規定により」を加える。

第七十五条の四の見出しを（型式についての指定に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査）に改め、同条第一項中「及び第七十五条の二第一項」を「第七十五条の二第一項に規定する特定共通構造部の型式についての指定及び第七十五条の三第一項」に、「当該自動車」を「当該自動車及び当該特定共通構造部」に、「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の三の見出しを（特定共通構造部及び特定装置の表示）に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に、「特定装置」を「特定共通構造部又は特定装置」に、「同項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定装置」を「特定共通構造部又は特定装置」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二第四項中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同条第七項中「場合」には、「の下に」第七十五条第三項後段及び「を加え、同条を第七十五条の三とする。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（共通構造部の指定）

第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第四十一条各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下この項及び第四項において「共通構造部」といふ。）のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の第四十条第八号に掲げる事項が特定されることとなるもの（以下「特定共通構造部」といふ。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定共通構造部について、外国において当該特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であつて当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とするものを行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る特定共通構造部の当該申請に係る構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該特定共通構造部が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

4 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消の日までに製作された共通構造部について取消の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5 前項の規定によるほか、国土交通大臣は、指定外国共通構造部製作者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定共通構造部の型式について第一項の指定を受けたもの)をいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国共通構造部製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国共通構造部製作者等が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき。

二 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため必要があると認めて指定外国共通構造部製作者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため特に必要があると認めてその職員に指定外国共通構造部製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた特定共通構造部の所在すると認める場所において当該特定共通構造部、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

6 特定共通構造部のうち国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部とみなす。

第七十六条中「その他」を、「第七十五条の三第一項の指定の手續その他」に改める。

第九十四条の五第七項中「乗用自動車」を「乗用自動車等」に改める。

第一百零一条中「検査法人」を「機構」に改める。

第九十七条の五第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

第九十七条の五第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

第九十七条の五第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

3 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者は、実費(第七十五条の五第一項の審査に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

第五項を「第七十五条の二第四項若しくは第五項、第七十五条の三第五項」に改める。

第七十五条の二中「第一項第一項から第三項まで及び第五項」を「第一項第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

第八十一条第一号中「第三十六條第五項」を「第三十六條の二第六項(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條の二第八項」を「第三十六條の二第七項」に改める。

第九十九条第一号中「第三項若しくは第五項」を「第十一條第四項若しくは第六項」に改める。

第一百零一条第一号中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に改める。

第二條 自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

第二條の見出しを「(機構の目的)」に改め、同條中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に、「検査法人」を「機構」に改め、「の検査に関する事務のうち、自動車」を削り、「審査を」を「審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に」に、「自動車の安全性の確保及び自動車による」を「自動車運送等に関する安全の確保」に改め、「保全」の下に「及び燃料資源の有効な利用の確保」を加える。

第三條の二及び第四條中「検査法人」を「機構」に改める。

第五條第一項中「検査法人」を「機構」に、「の規定」を「及び道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十四号)附則第十二條第一項の規定」に、「金額」を「金額の合計額」に改め、同條第二項及び第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第六條第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同條第二項中「検査法人」を「機構」に、「四人」を「五人」に改める。

第七條第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二條第一号に掲げる業務(道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき行うものに限る。)、第十二條第二号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第九條第二項中「検査法人」を「機構」に、「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改める。

第十條及び第十一條中「検査法人」を「機構」に改める。

第十二條中「検査法人」を「機構」に改め、同條第一号中「自動車」の下に、「共通構造部(道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。)及び自動車の装置」を加え、「道路運送車両法第七十五条の四第一項に基づきものを除く。」を削り、同條第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同條第六号とし、同條第一号の次に次の四号を加える。

二 道路運送車両法第六十三條の二第六項及び第六十三條の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同條第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。

三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十三條第一項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十四條中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「(道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき審査に係る業務を除く。)」を加える。

第十五条の見出し中「審査事務」を「審査事務等」に改め、同条中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「及び第十二条に掲げる業務」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(区分経理)

第十五条の二 機構は、第十二条第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十六条第一項及び第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十七条第一項中「この法律を施行するため必要があるときは、検査法人に対し、その」を「第十二条第一号及び第二号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該」に、「検査法人の」を「機構の」に改める。

第十八条、第二十条及び第二十一条中「検査法人」を「機構」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両法第六十三条の四第一項の改正規定並びに附則第十二条第二項及び第三項並びに第十九条の規定 公布の日

二 第一条中道路運送車両法第七條第三項、第十一條、第九十四條の五第七項及び第一百五條の二の改正規定、同法第八條第一号の改正規定(第十一條第四項)を「第十一條第五項」に改める部分に限る。並びに同法第九條第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定 平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日
(確認調査に関する経過措置)

第二条 国土交通大臣は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法(次条において「新道路運送車両法」という。)第二十四條の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日(以下「指定日」という。)の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査(同項に規定する確認調査をいう。附則第十条において同じ。)を自ら行うものとする。

第三条 新道路運送車両法第三十六條の二(新道路運送車両法第七十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新道路運送車両法第三十六條の二第一項の許可を受けた者について適用し、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法(以下「旧道路運送車両法」という。)第三十六條の二第一項(旧道路運送車両法第七十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の許可を受けている者については、なお従前の例による。この場合において、旧道路運送車両法第三十六條の二第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四條、第十九條、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。	次に掲げる要件を満たすものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四條、第十九條、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置にかつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。	一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置にかつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。
二 回送運行許可証を備え付けていること。	二 回送運行許可証を備え付けていること。

(職員の引継ぎ等)

第四条 施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)の職員となるものとする。

2 前項の規定は、内閣府の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者について準用する。この場合において、同項中「国土交通大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第六条 附則第四条の規定により内閣府又は国土交通省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。附則第十四条第一項において同じ。)としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続き機構の職員となつた者のうち施行日又は指定日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで内閣府又は国土交通省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条 附則第四条の規定により機構の職員となつた者であつて、施行日の前日又は指定日の前日において内閣総理大臣若しくは国土交通大臣又はそれらの委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日又は指定日において、それぞれ同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、それぞれ施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第八条 施行日の前日又は指定日の前日において現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、施行日又は指定日において、それぞれ労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（国の有する権利義務の承継）
- 第九條 施行日の前日又は指定日の前日において、第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法第十二條第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継する。（国有財産の無償使用）
- 第十條 国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に道路運送車両法第二章に規定する自動車の登録に関する確認調査に使用されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。（研究所の解散等）
- 第十一條 独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。
- 2 この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 研究所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）及び平成二十三年四月一日に始まる独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。
- 5 研究所の最終事業年度に係る通則法第三十八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。
- 6 研究所の最終事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。
- 7 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十六條の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七十七号。次条第一項において「旧交通安全環境研究所法」という。）第六條の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人自動車技術総合機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における第十二條」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百八十八号）第十二條」とする。
- 8 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（機構への出資）
- 第十二條 前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧交通安全環境研究所法第十六條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 - 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。（非課税）
 - 第十三條 附則第十一條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。（研究所の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置）
 - 第十四條 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下この条において「平成十八年整備法」という。）附則第四條第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
 - 2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四條第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き研究所の職員として在職する者に限る。）が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。（機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）
 - 第十五條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- | 通則法第五十條の四第一項 | の中期目標管理法人役員 | の中期目標管理法人役員であつた者（道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の）の一部を改正する法律（平成二十七年改正法）と同一の附則第十一條第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（独立行政法人通則法の）の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のみに限る。以下「旧研究所」という。）の中期目標管理法人役員であつた者を含む。以下この項において同じ。） |
|-----------------|-------------|--|
| 通則法第五十條の四第二項第四号 | 当該中期目標管理法人 | 当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。） |
| 通則法第五十條の四第六項 | したること | したること（平成二十七年改正法附則第十六條の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七十七号。以下この項において「旧研究所法」という。）又は旧研究所が定めていた業務方法書（第四十九條に規定する規程その他の規則）の業務方法書の項において「旧研究所規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。） |

通則法第五十条の六第一号	であった者	であった者(旧研究所の役員又は職員であつた者を含む。)	させたこと 研究若しくは他の法令又は旧研究所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。
通則法第五十条の六第二号	定めらるるもの	定めらるるもの(離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めらるるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めらるるものを含む。)	
通則法第五十条の六第三号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。)	
通則法第五十条の六第三号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。以下この号において同じ。)	

(独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止)
 第十六条 独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止する。

(独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止に伴う経過措置)
 第十七条 研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
 第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
 別表第一 独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)
-----------------	---------------------------------

(地方自治法の一部改正)
 第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の項中「第十一条第一項から第三項まで及び第五項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
 第二十二條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項ただし書中「の各号」を削り、同項第二号中「除く。」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、「これを」を削る。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
 第二十三條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
 第九条第一項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同条第五項中「回送運行許可証」を「回送運行の許可」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)
 第二十四條 附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けている者に係る自動車損害賠償責任保険証明書の提示については、前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
 第二十五條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
 別表第二 独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)
-----------------	---------------------------------

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)
 第二十六條 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条第七項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正)
 第二十七條 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

(自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正)
 第二十八條 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き施行日後の検査法人」の下に「独立行政法人自動車技術総合機構を含む。以下この項において同じ。」を加える。
 附則第五条中「施行日後の検査法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
 第二十九條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第二項第一号口中「第百二条第三項ただし書」を「第百二条第四項ただし書」に改め、同号二中「独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改め、同項第一号八中「独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)
第三十条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十四号を次のように改める。
第三十四号 削除
別表第一第三十八号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。
三十八 独立行政法人自動車技術総合機構
(総合特別区域法の一部改正)
第三十一条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二第十二項の表第一百條第一項の項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表第一百條第二項の項中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改める。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	山本 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	下村 博文
厚生労働大臣	塩崎 恭久
国土交通大臣	太田 昭宏
環境大臣	望月 義夫

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号を次のように改める。
四 削除
第二条第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。
第二十六条第二項中「第二条第一項第四号、第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。
第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二条―第三十四条)」を「第二節 特定遊興飲食店営業の規制等(第三十一条―第三十五条)」に改める。
第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「待合」を「キヤバレー、待合」に改め、「(前号に該当する営業を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「客席における」を「営業所内の」に、「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を削り、同条第十一項第三号中「接待飲食等営業又は店舗型風俗特殊営業」を「前三号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 特定遊興飲食店営業
第二条中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。
11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く)をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七條第一項、第七條の二第二項若しくは第七條の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
第四條第四項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。
第十三條の見出しを「営業時間の制限等」に改め、同條第一項を次のように改める。
風俗営業者は、深夜(午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ)においては、その営業を営んではならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。
一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域
二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域
第十三條に次の二項を加える。
3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までその時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。
4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までその時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。
第十八條中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に、「第二十二條第五号」を「第二十二條第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入ってはならない旨」を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入ってはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入り」に改める。
第十九條中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。
第二十一條中「及び前條第一項」を「前條第一項及び次條第二項」に改める。
第二十二條の見出しを「禁止行為等」に改め、同條第三号中「させ、又は客の相手となつてダンスを」を削り、同條第四号中「日出時」を「午前六時」に改め、同條第五号中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、「(同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二條第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとすることその他必要な制限を定めることができる。
第二十三條第一項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に、「前條」を「前條第一項」に改め、同條第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「前條」を「前條第一項」に改め、同條第三項中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改める。

●道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

自動車の安全性の向上や国民のニーズへの対応の観点から、車両単位での新たな相互承認制度の創設、図柄入りナンバープレート等への交換制度の創設等の所要の措置を講じる。さらに、自動車のエアバッグに係る事案を踏まえ、リコールの迅速かつ確実な対応を図るため、基準不適合自動車に係る装置の製作者等に対する報告徴収等の規定を整備する。また、自動車の革新的技術の開発・普及及び独立行政法人改革を推進するため、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、新たな独立行政法人を設立する。

背景

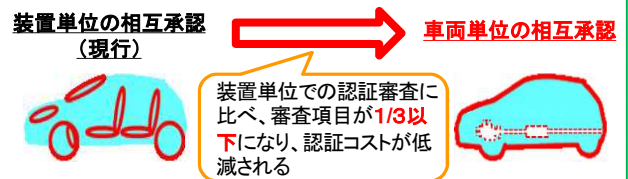
- 装置共通化等の自動車産業構造の変化・グローバル化の進展等に対応しつつ、自動車の安全性を確保するとともに、ナンバープレートの多様な活用や自動車の革新的技術の開発・普及の推進等を図るため、以下の課題への対応が必要
- ・ 車両等の型式認定の相互承認に関する国際協定(「国連の車両等の型式認定相互承認協定」)の改正への対応
- ・ 東京五輪特別仕様プレートや図柄入りナンバープレートの導入に関する地域等からの要望への対応
- ・ 昨今の自動車の装置共通化の進展によるリコールの大規模化の現状を踏まえ、より迅速かつ確実なリコール実施への対応
- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく法人統合への対応

法案の概要

◎車両単位での新たな相互承認制度の創設

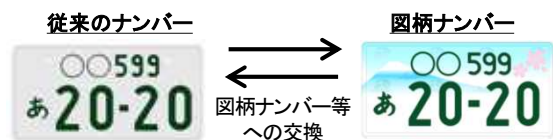
自動車の装置単位での基準適合性を各国間で相互に承認する国際協定の改正に対応し、我が国自動車産業の国際競争力の確保を図るため、車両単位での相互承認を可能とする制度(IWVTA)を導入

※IWVTA:International Whole Vehicle Type Approval



◎図柄入りナンバープレートの実施のための新たな交換制度の創設

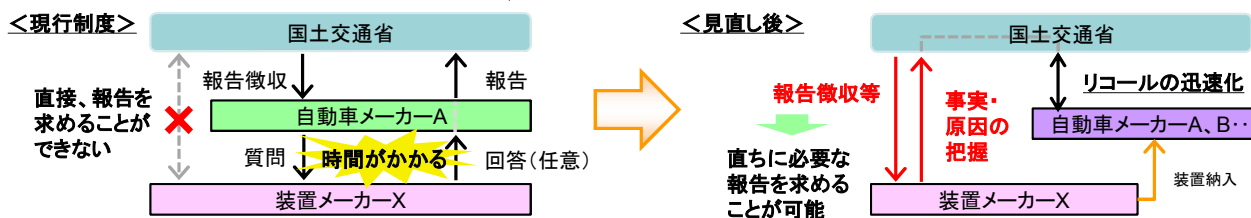
ナンバープレートの多様な活用による地域振興等を図るため、現状の画一的なものから図柄入りナンバープレートへの交換を可能とするための制度を創設



◎リコールに係る装置メーカーへの対策強化

より迅速かつ確実なリコールの実施を実現するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加

【装置が基準不適合の場合】



◎自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の統合

新技術の導入や不具合発見等への迅速かつ確実な対応を実現するため、二法人を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立



(2) ディーゼル重量車及び二輪車の排出ガス規制を強化します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成27年7月1日
自動車局

ディーゼル重量車及び二輪車の排出ガス規制を強化します。

今般、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第10次答申(平成22年7月)及び第11次答申(平成24年8月))等を踏まえ、ディーゼル重量車及び二輪車の排出ガス規制を強化するため、道路運送車両の保安基準等を改正し、本日公布、施行しました。(改正の詳細は別紙を参照のこと。)

主な改正内容は、

(1) ディーゼル重量車関係

排出ガス中に含まれる窒素酸化物(NO_x)に対する規制について、これまでの規制値と比較して約4割低い水準に引き下げる規制強化を行います。また、排出ガス試験モード等について、国連において策定された世界統一技術基準(UN GTR)の「重量車排出ガス試験方法(UN GTR No.4)」の試験モード(WHDC)を導入します。

さらに、WHDCにおいて定められるエンジン運転サイクル外(オフサイクル時)の排出ガスに対する規制として「オフサイクルエミッション(UN GTR No.5)」と調和させた規制を導入します。そのほか、装備を義務づけている車載式故障診断装置に係る要件についても、より高度な故障診断を可能とするため、「車載式故障診断装置(UN GTR No.10)」と調和させた規制を導入します。

(2) 二輪車関係

排出ガス中に含まれる窒素酸化物(NO_x)、炭化水素(HC)、一酸化炭素(CO)に対する規制について、これまでの規制値と比較して最大約6割低い水準に引き下げる規制強化を行います。また、既に導入済みの「二輪車排出ガス試験方法(UN GTR No.2)」の排出ガス試験モードに加え、排出ガス規制値に係る規制区分についても UN GTRと整合を図ります。そのほか、新たに駐車時等の燃料蒸発ガスに対する規制及び車載式故障診断装置の装備の義務付けを行います。

問い合わせ先

自動車局環境政策課：海東、植木

電話番号：03-5253-8111 (内線 42522)、直通 03-5253-8604

FAX番号：03-5253-1636

「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 改正の背景

自動車及び原動機付自転車の装置の環境基準については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 41 条及び第 44 条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）において定めています。

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえ、順次、規制の内容を見直しているところです。

平成 22 年 7 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」及び平成 24 年 8 月の同第十一次答申において、軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員が 10 人以下のものを除く。以下「ディーゼル重量車」という。）及び二輪自動車、側車付二輪自動車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）の排出ガス規制の強化について、以下の内容が提言されました。

（ディーゼル重量車関係：第 10 次答申に基づく）

- ① 窒素酸化物（NO_x）の規制値強化
- ② 試験サイクルの変更（現行 JE05 モードから WHDC（Worldwide harmonized Heavy Duty Certification）に変更）
- ③ オフサイクル時の排出ガス試験サイクル及び規制値の導入
- ④ 高度な車載式故障診断装置の義務付け

（二輪車関係：第 11 次答申に基づく）

- ① 規制値の強化
- ② 燃料蒸発ガス対策の実施
- ③ 車載式故障診断装置の義務付け

これら中央環境審議会の提言を踏まえ、ディーゼル重量車及び二輪車に対する排出ガス規制を強化するため、保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等の一部を改正することとします。

2. 改正概要

(1) ディーゼル重量車関係（細目告示第 41 条、第 119 条、第 197 条関係）

【適用対象】

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）

【改正概要】

- ① NO_x の規制値を現行の平均値 0.7g/kWh から 0.4g/kWh（上限値は 0.9g/kWh から 0.7 g/kWh）に規制強化を行います。改正後の規制値は以下のとおりです。

平成 28 年ディーゼル重量車排出ガス規制値一覧

規制物質	平成 21 年排出ガス規制 (ポスト新長期規制)		平成 28 年排出ガス規制 (2016 年規制)	
	試験モード	規制値【g/kWh】	試験モード	規制値【g/kWh】
一酸化炭素 (CO)	JE05 モード	2.22 (2.95) ※ ²	WHDC※ ¹	2.22 (2.95) ※ ²
非メタン炭化水素 (NMHC)		0.17 (0.23) ※ ²		0.17 (0.23) ※ ²
窒素酸化物 (NO _x)		0.7 (0.9) ※ ²		0.4 (0.7) ※ ²
粒子状物質 (PM)		0.010 (0.013) ※ ²		0.010 (0.013) ※ ²

※¹ 「WHDC」とは、WHTC 及び WHSC による測定方法の総称をいう。なお、WHTC による排出量は、コールドスタート時の排出量に 0.14 を重み付けした数値とホットスタート時の排出量に 0.86 を重み付けした数値を足したものとする。WHTC の排出量及び WHSC の排出量の各排出量が規制値を超えないこととする。

※² 規制値欄は、「平均値（最大値）」を示す。

- ② 試験サイクルを現行の JE05 モードから国連の場において策定された世界統一基準である WHDC に変更します。
- ③ 試験サイクル外（オフサイクル時）の排出ガス性能維持のため、新たに国連の場において策定された世界統一基準である OCE(Off Cycle Emissions)による測定方法及び規制値を新たに定めます。
- ④ 現行の車載式故障診断装置 J-OBD- I より高度な車載式故障診断装置(以下「高度な OBD」という。)の義務付け及びその性能要件を定めます。
- ⑤ 過給機を備える自動車であってクランクケース等から排出されるブローバイ

ガスを含めた排気管等から排出される排気ガスが、①の規制値を満たすものは
ブローバイガス還元装置の装備義務要件を緩和します。

⑥ 認証時等のオパシメータ測定を廃止します。

(2) 二輪車関係（保安基準第 31 条及び第 61 条の 2、細目告示第 41 条、第 119 条、第 197 条及び第 243 条、第 259 条、第 275 条関係）

【適用対象】

ガソリンを燃料とする小型二輪自動車、軽二輪自動車及び原動機付自転車

【改正概要】

① 現在、WMTC モード法が適用されている二輪車（総排気量が 0.050 リットル以下で最高速度が 50km/h 以下のガソリンを燃料とする原動機付自転車を除く。）について、規制値を以下のとおり強化します。

規制年	適用車種	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)
		規制値【g/km】		
平成 28 年 規制	総排気量 0.050 ℓ超 0.150 ℓ未 満かつ最高速度 50km/h 以下、又 は、総排気量 0.150 ℓ未満かつ 最高速度 50km/h 超 100km/h 未満 の二輪車（クラス 1）	1.14	0.30	0.07
	総排気量 0.150 ℓ未満かつ最高 速度 100km/h 以上 130km/h 未満、 又は、総排気量 0.150 ℓ以上か つ最高速度 130km/h 未満の二輪 車（クラス 2）	1.14 (1.58) ^{※1}	0.20 (0.24) ^{※1}	0.07 (0.10) ^{※1}
	最高速度 130km/h 以上の二輪車 （クラス 3）	1.14 (1.58) ^{※1}	0.17 (0.21) ^{※1}	0.09 (0.14) ^{※1}
現行規制値	原動機付自転車（主としてクラ ス 1 に相当）	2.2	0.45	0.16
	二輪自動車（主としてクラス 2 又は 3 に相当）	2.62 (3.48) ^{※1}	0.27 (0.36) ^{※1}	0.21 (0.28) ^{※1}

※1 規制値欄は、「平均値（最大値）」を示す。また、最大値は、小型二輪自動車のみに適用される。

- ② 燃料タンク等から排出される燃料蒸発ガスの測定方法及び規制値を定めます。
- ③ 排出ガス関連部品の故障を運転者に知らせるための車載式故障診断装置の義務付け及びその技術要件を定めます。

(3) その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

3. 適用開始時期

(1) ディーゼル重量車に対して、以下のとおり適用開始時期を設定します。

① 新型車

適用対象	適用開始時期
車両総重量が7.5トンを超えるもの（けん引自動車を除く）	平成28年10月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成30年10月1日以降）
車両総重量が7.5トンを超えるけん引自動車	平成29年10月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成31年10月1日以降）
車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの	平成30年10月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成32年10月1日以降）

② 継続生産車及び輸入車

適用対象	適用開始時期
車両総重量が7.5トンを超えるもの（けん引自動車を除く）	平成29年9月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成31年9月1日以降）
車両総重量が7.5トンを超えるけん引自動車	平成30年9月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成32年9月1日以降）
車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの	平成31年9月1日以降（高度なOBDの義務づけは平成33年9月1日以降）

(2) 二輪車に対して、以下のとおり適用開始時期を設定します。

① 新型車

平成28年10月1日以降

② 継続生産車及び輸入車

平成29年9月1日以降

4. スケジュール

公布日 : 平成27年7月1日

施行日 : 公布の日

ディーゼル重量車の高度な OBD の検出モニタ項目一覧

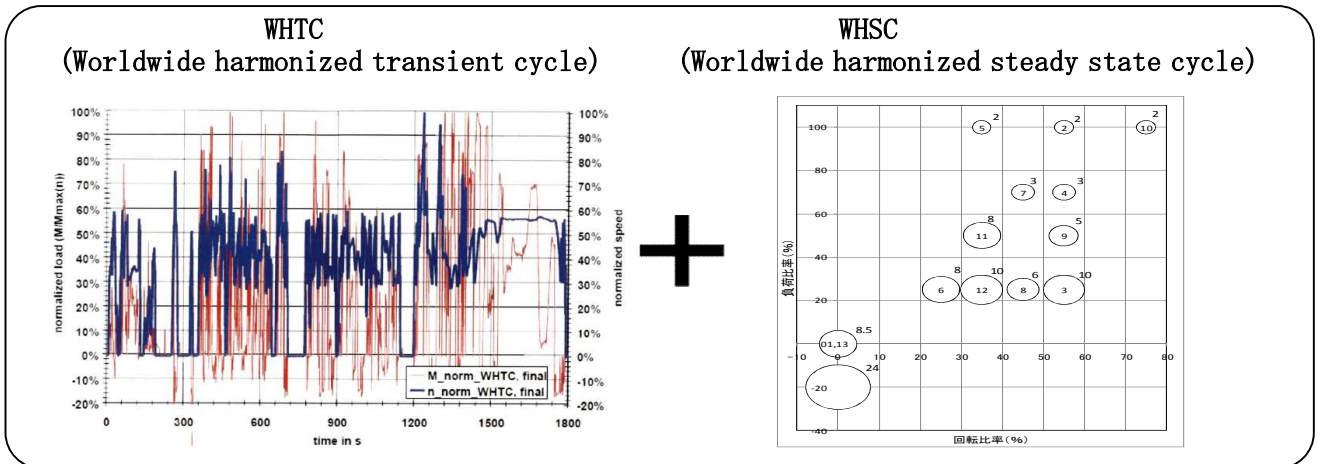
区分	モニタ項目	内容
電子・電子部品	排出ガス制御用部品 (センサ・アクチュエーター類)	部品監視
	フィードバック制御異常	部品監視
DPF	担体の存在	故障監視
	詰まり	故障監視
	捕集・再生プロセス	性能監視
	捕集性能 ^{※1}	排出ガス閾値監視 ^{※2}
SCR システム(HC-SCR 含む。)	還元剤供給システム	性能監視
	還元剤消費量	性能監視
	還元剤品質	性能監視
	SCR 触媒浄化率	排出ガス閾値監視 ^{※2}
NOx 吸蔵還元触媒 (LNT)	NOx 吸蔵・浄化性能	性能監視
	還元剤供給システム	性能監視
酸化触媒 (DOC)	後処理上流 DOC - HC 低減率	故障監視
	後処理下流 DOC - HC 低減率	故障監視
EGR	アクチュエーター低応答性	性能監視
	クーラー性能	性能監視
	クーラー性能	故障監視
	高流量・低流量	排出ガス閾値監視 ^{※2}
	低流量	完全故障又は性能監視
燃料システム	燃料圧力制御	性能監視
	燃料噴射タイミング	性能監視
吸気過給	VGT 応答性	性能監視
	高ブースト・低ブースト	排出ガス閾値監視 ^{※2}
	低ブースト	故障監視又は性能監視
	吸気冷却効率	故障監視
VVT	目標誤差	性能監視
	低応答性	性能監視
エンジン冷却システム	冷却水温度 (サーモスタット)	故障監視
排出ガスセンサ	電気・電子部品に準拠	部品監視
アイドル速度制御システム	電気・電子部品に準拠	部品監視

※1 PM センサー (スートセンサー) が開発途上にあるため、その信頼性が確認出来るまでの間にあっては、装備要件は任意要件とする。また、DPF の捕集性能を PM センサーによる排出ガス閾値監視を行った場合には、DPF の捕集・再生プロセスの性能監視は任意要件とする。

※2 排出ガス閾値監視における NOx の閾値は 1.20g/kWh、PM の閾値は 0.025g/kWh とする。

ディーゼル重量車の排出ガス試験モード

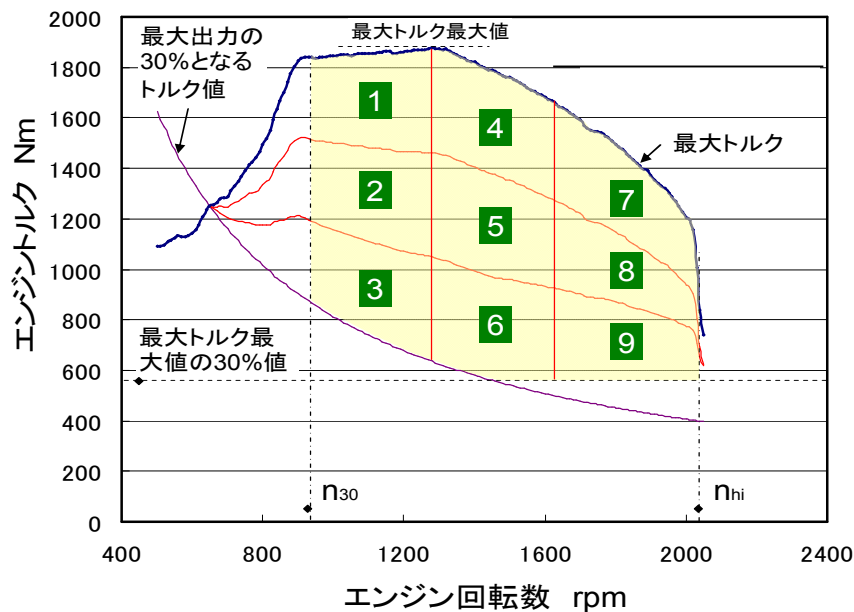
WHDC (Worldwide harmonized Heavy Duty Certification)



規制値 ≧ 「WHTC コールドサイクル」 + 「WHTC ホットサイクル」 14 : 86

規制値 ≧ WHSC

ディーゼル重量車のオフサイクル試験モード OCE (Off Cycle Emissions)



- 三種のグリッドセルを選定
- 1グリッドセル当たり5点のランダムポイントを抽出
- 合計15点のテストを実施
- 各グリッドセル毎における平均値が以下の基準値を超えないこと。 _

基準値 NOx 0.6 g/kWh PM 0.016 g/kWh CO 2.86 g/kWh NMHC 0.27 g/kWh

二輪車 OBD の対象項目

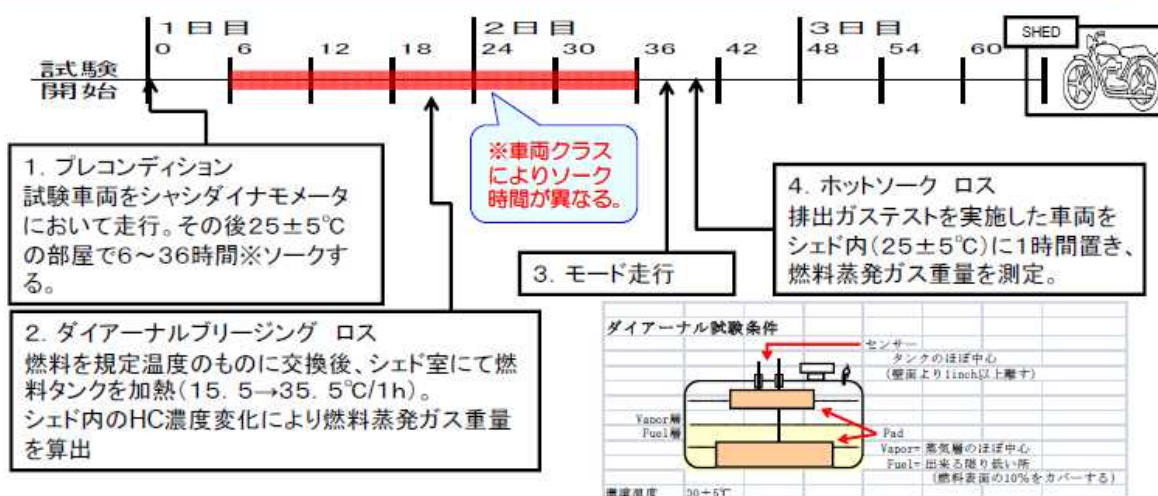
- 電気系統の断線等による機能不良を監視する OBD システムの装備を義務付ける。
- 技術要件については、国連の場で検討されている世界統一基準の内容を踏まえ導入する。

対象項目	
モニタ項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ センサ類（大気圧センサ、吸気圧センサ、吸気温センサ、水温センサ、スロットル開度センサ、シリンダ判別センサ、クランク角センサ、O₂センサ、O₂センサヒータ、一次側点火システム、排気二次空気システム等）の断線・故障 ○ 燃料噴射補正量の監視等による燃料システムの故障
システム等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 故障復帰後の警報解除、故障内容の記録、走行前機能確認 ○ 警告灯、外部診断装置との通信プロトコル及びコネクタの ISO 規格対応

二輪車の燃料蒸発ガス規制

【燃料蒸発ガス対策の概要】

これまで未規制だった燃料蒸発ガス対策を次期規制から導入する。燃料蒸発ガス試験法はカリフォルニア州試験法と同様とし、ダイアurnalブリージングロス試験及びホットソークロス試験によるものとする。詳細な試験方法は国連の場で検討されている世界統一基準 (gtr) の内容を踏まえ導入することとし、規制値は、ガソリン・LPG四輪車と同様の2.0g/test以下とする。



【カリフォルニア州燃料蒸発ガス試験法の測定手順（例）】

※ 中央環境審議会「今後の自動車排出ガスの低減対策のあり方について第11次答申」参考資料より引用

(3) 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～ナンバープレートの表示義務が明確化されます～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 27 年 12 月 28 日
国 土 交 通 省

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～ナンバープレートの表示義務が明確化されます～

ナンバープレート（自動車登録番号標、車両番号標等）をカバー等で被覆することの禁止のほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の規定が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、ナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めるため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正するとともに、所要の告示の整備を行いました（別紙 1・2）。

現行の道路運送車両法においても、ナンバープレートは見やすいように表示しなければならないこととされていますが、これらの法令の整備により、平成 28 年 4 月 1 日以降、ナンバープレートについて、カバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、汚れた状態とすること、回転させて表示すること（※）、折り返すこと等が明確に禁止されることとなります。

また、平成 33 年 4 月 1 日以降に初めて登録を受ける自動車等のナンバープレートについては、一定範囲の上下向き・左右向きの角度によらなければならないこと、フレーム・ボルトカバーを取り付ける場合は一定の大きさ以下のものでなければならないこととなります。

※ ナンバープレートを（反）時計回りに回転させることをいう。

問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、山本
連絡先 03-5253-8111(内線 42-119、42-116)

ナンバープレートの表示に係る新基準について

別紙1

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
	ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置			
角度	上下向き (※1)	上向き45°～下向き5°	上向き25°～下向き15°	上向き40°～下向き15°
	左右向き (※1)	左向き10°～左右向き0°	左向き5°～左右向き0°	左右向き0°
回転	水平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）			
フレーム (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・幅(※2)が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ・厚さ(※3)が上部6mm以下(上部の幅が7mm以下の場合10mm以下)、その他30mm以下 ・脱落するおそれのないもの 			禁止
ボルトカバー (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ・厚さが(※3)が9mm以下 ・脱落するおそれのないもの 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に取り付けていること ・折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 			

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。

(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ



ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行
H28.4.1

リードタイム期間
平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用
H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標の表示の義務)
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
例: 上10° ~ 下10° (四輪前面)
左5° ~ 0° (四輪後面)
上40° ~ 下15° (二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
例: 左右 幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

(4) 電気二輪自動車等の乗車人員を感電から保護する基準の新設等について（道路運送車両の保安基準等の一部改正について）

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 28 年 1 月 20 日

自 動 車 局

電気二輪自動車等の乗車人員を感電から保護する基準の新設等について
（道路運送車両の保安基準等の一部改正について）

自動車局では、自動車の安全基準について、国際的な整合を図り自動車の安全等を確保するため、拡充・強化等を順次進めています。

今般、電気二輪自動車等における乗車人員の感電保護基準を新設するとともに、国際基準の国内採用を進めるため等、以下のとおり道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等を改正し、本日公布、施行しました。

（改正の詳細は別紙参照。）

- (1) 電気二輪自動車等における乗車人員の感電保護基準の新設（国際基準）
- (2) 四輪自動車の電柱などの側面衝突時の乗員保護基準の改正（国際基準）
- (3) 原動機付自転車の後部反射器に国際基準を採用（国際基準）
- (4) 警音器の最低音量を93dBから87dBに変更（国際基準）
- (5) 乗車定員11人以上の自動車（バス）に専ら車いす利用者が乗降することを目的として追加的に備える乗降口については有効高さの要件を非適用
- (6) 二階建てバスの二階客室の座席における前向き要件の廃止

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：野原、河野

電話 03-5253-8111（内線 42255） 03-5253-8591（直通）

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：西村

電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則、
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全基準について、国際的な整合性を図り自動車の安全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、協定規則のうち、新たに「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第 136 号）」を採用することとしました。また、既に日本が採用している「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 166 回会合において採択されたところです。

これらを受けて、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

（1）保安基準等の改正

① 電気装置（保安基準第 17 条の 2、細目告示第 21 条、第 99 条、第 177 条関係）

「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第 136 号）」の採用に伴い、以下の基準を新設します。

【適用範囲】

- 電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

【改正概要】

- 「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第 136 号）」の技術的要件に適合することを義務付けます。

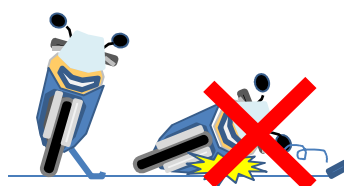
1. 感電保護要件

- ・車両通常使用時において車両全領域で高電圧部分との直接接触による感電保護要件（保護等級 IPXXD^{※1}を満足すること等）に適合すること。

※1 保護等級 IPXXD:針金(直径 1.0mm 長さ 100mm)クラスで接触なきこと

2. 駆動用バッテリーの要件

- ・転倒時等に充電式エネルギー貯蔵システム（REESS : Rechargeable Electrical Energy Storage System）の電解液漏れ及び車両からの脱落がないこと。



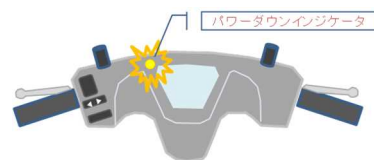
- ・ REESS に対して以下の試験を行い、電解液漏れ、発火及び爆発がないこと。
 - 耐振動性試験
 - 耐熱性試験
 - 耐衝撃性試験
 - 電池落下試験（着脱式 REESS を備えるものに限る。）
 - 耐火性試験（車室を有するものに限る。）
 - 外部短絡保護試験
 - 過充電保護試験
 - 過昇温保護試験
 - エミッション（開放式 REESS の場合の水素ガス放出量）試験

3. 機能安全要件

- ・ 充電コード接続状態で発進、走行しないこと。
- ・ 運転者がモーターの始動時から走行可能状態とする操作は二段階以上とすること。
- ・ 走行時において一定レベル以上の①自動的なパワー減少②REESS 充電量低下によるパワー減少が発生したことを表示する装置を備えること。



充電コード接続状態での発進禁止



パワーダウンインジケータ

【適用時期】

新型車：平成 30 年 1 月 20 日

継続生産車又は電力により作動する原動機を有する自動車に改造等するもの：

平成 32 年 1 月 20 日

- ② 車枠及び車体（保安基準第 18 条、細目告示第 22 条、第 100 条、第 178 条関係）
「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 車両総重量 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）
- 車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって以下の自動車
 - ・ 前車軸中心から運転者席への角度（ α ）が 22.0° より小さいもの（図 1）
 - ・ 運転者席から後車軸中心までの距離（B）と運転者席から前車軸中心までの距離（A）の比が 1.30 より小さいもの（図 2）

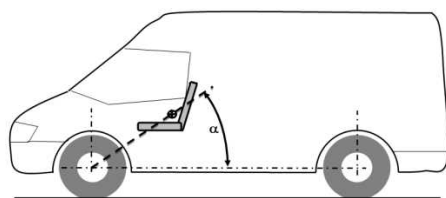


図 1

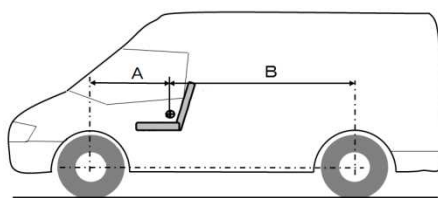


図 2

【改正概要】

- 車幅 1.5m 以下の自動車の衝突速度を 26km/h から 32km/h に引き上げます。(図 3)

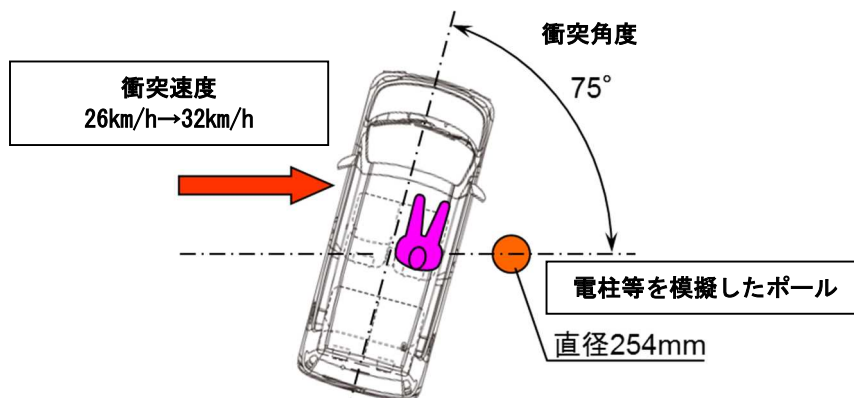


図 3 試験概要

【適用時期】

新型車：平成 35 年 1 月 20 日

③ 原動機付自転車の後部反射器（細目告示第 248 条関係）

- 原動機付自転車に備える後部反射器に「後部反射器に係る協定規則（第 3 号）」の要件を適用します。

【適用時期】

新型車及び継続生産車：平成 32 年 6 月 15 日

④ その他

- 乗車定員 11 人以上の自動車に備える乗降口は原則有効高さ 1600mm 以上とされているところ。今般、専ら車いす利用者が乗降することを目的として追加的に設けられる乗降口は、当該要件を適用しないこととします。
- 警音器について、道路の騒音環境の変化から音量の最小値を 93dB から 87dB に改正します。また、車載バッテリーでの音量計測時に試験電圧に達しない場合の試験方法を追加します。
- 二階建てバスの二階客室の座席は、前向きに設けられたものでなければならぬところ、当該要件を廃止します。
- その他、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

(2) 装置型式指定規則の改正

「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第 136 号）」の採用に伴い、相互承認の対象となる特定装置を追加等するため、第 2 条（特定装置の種類）及び第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

【改正概要】

○ 第2条（特定装置の種類）関係

「原動機用蓄電池」及び「感電防止装置」の対象に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を追加します。

○ 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・「原動機用蓄電池」及び「感電防止装置」は「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第136号）」に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

・「ポールとの側面衝突時の乗員保護装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

3. スケジュール

公布・施行：平成28年1月20日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_Jun15.html

(5) 世界初！燃料電池二輪自動車等の技術基準を策定しました。
～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 28 年 2 月 23 日

自 動 車 局

世界初！燃料電池二輪自動車等の技術基準を策定しました。

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国土交通省は、国内自動車メーカーにおいて二輪の燃料電池自動車の開発が進んでいることに鑑み、世界に先駆けて燃料電池二輪自動車等の安全基準を策定しましたので、お知らせします。

これにより、今後、燃料電池二輪自動車の普及及び我が国の自動車メーカーの国際競争力の確保に資するものと期待されます。

今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正し、燃料電池二輪自動車等に関し、二輪自動車特有の要件を盛り込んだ安全基準（高圧ガス燃料装置の強度、構造、取付け方法等）を策定しました。

（改正の詳細は別紙をご覧ください。）

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：村井、野原

電話 03-5253-8111（内線 42255） 03-5253-8591（直通）

FAX 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全・環境基準に係る事項については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。）において定められています。

今般、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の普及状況を鑑み、圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車に対する高圧ガス燃料装置の強度、構造、取付け方法等の安全基準の新設等を行うこととします。

これを受けて、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

- ・ 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置（細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係）

圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に関し、「水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則（第 13 号）」をベースに二輪自動車特有の要件を盛り込んだ基準を新設します。

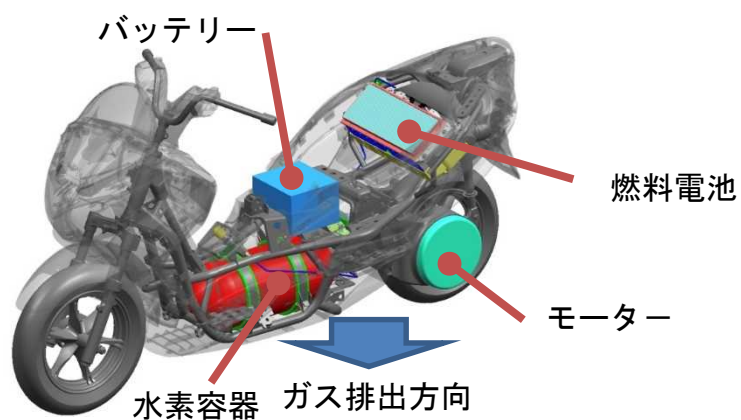
【適用範囲】

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車

【改正概要】

- 自動車に備えるガス容器及び容器附属品（容器安全弁等）に関し、容器保護要件として以下の技術的要件を義務付けます。
 - (a) 転倒時等において路面と直接衝突しないこと。
 - (b) ガス容器は衝突及び追突時等に他の部品等（保護装置を除く。）と直接接触しないこと。
 - (c) 事故を想定した次の加速度を加えたとき、少なくとも 1ヶ所でガス容器が車両に固定されていること。
 - ・ 車両進行方向： $\pm 426\text{m/s}^2$
 - ・ 車両進行方向に直角な水平方向： $\pm 617\text{m/s}^2$

- 容器安全弁作動時の水素放出について、水素放出方向を特定できるように、放出方向は車両底面垂直方向に義務づけることとします。



- 車両から排出される気体の水素濃度について基準を設けます。
- 車室等の水素濃度が3%を超えた場合には運転者に警告し、4%を超えた場合には燃料の供給を遮断することを義務付けます。

【適用時期】

新型車及び継続生産車：平成 29 年 2 月 23 日

3. スケジュール（予定）

公布・施行：平成 28 年 2 月 23 日

2. 通達等

(1) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの留意事項について

国自技第6号の3
平成27年4月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
技術政策課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの留意事項について

標記について、別紙のとおり、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴団体傘下あて周知されたい。

国 自 技 第 6 号

平成 27 年 4 月 10 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿（単名各通）

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの
留意事項について

「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付国自技第 199 号）を通達したところであるが、現に道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第 55 条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であって、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 27 年 3 月 31 日付国土交通省令第 18 号。以下「改正省令」という。）等に適合するものの取扱いについては、平成 27 年 5 月 1 日以降、下記事項に留意の上、検査業務の円滑を期するとともに、管内運輸支局等へ周知されたい。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知済みである。

記

1. 現に保安基準第 55 条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であって、

改正省令による改正後の保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの、同第4条表中第3号の告示で定めるもの及び同第4条の2括弧書きの告示で定めるものに該当するものの、基準緩和の処分については保安基準の改正後も有効であるが、改正後の保安基準に適合する状態においては、次の(1)又は(2)により運行することができる。

- (1) 改正後の保安基準の全項目に適合する状態で運行する。この場合には、
- イ 基準緩和の処分の取消し及び自動車検査証の記載事項の変更は行わなくてもよい。
 - ロ 基準緩和の処分に係る保安上の制限事項はすべてかからないものとする。
 - ハ 道路運送車両法施行規則第54条第1項の規定による車体後面の標識の表示は必要ないものとする。(必ずしも抹消する必要はない。)
- (2) 改正後の保安基準においても、一部の基準を満足しないことから、当該基準を引続き緩和認定により適用除外させた状態で運行する。この場合には、
- イ 基準緩和の処分の取消し及び自動車検査証の記載事項の変更は行わなくてもよい。
 - ロ 適用除外する基準について、当該基準緩和の処分にかかる保安上の制限事項はすべて遵守しなければならない。
 - ハ 道路運送車両法施行規則第54条第1項の規定による車体後面の標識を表示すること。

2. 自動車検査証の備考欄に係る基準緩和認定の制限事項等の記載については、使用者等からの申出を受け、自動車登録番号を管轄する運輸支局等において職権により処理するものとする。

以上

(2) 自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について

国自整第38号の3
平成27年4月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について

標記について、別添のとおり自動車関係団体及び地方運輸局等に対して周知しましたので、自動車整備事業者から自動車使用者に対し、機会を捉えて定期交換部品をはじめ自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する技術上の情報等に関する説明を行うこと、この場合、特に定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性を説明すること、自動車製作者等が提供する上記の情報を参考に確実な自動車の保守管理の実施を促すことについて、適切に対応するよう貴会傘下会員へ周知願います。

特に、今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社から届出された改善対策（平成27年改善対策届出番号470）で不具合の部位（部品名）となっているスプリングチャンバについては、自動車使用者に対して、その定期交換の必要性を確実に説明するとともに、同部品の推奨期間毎の交換を強く促すよう傘下会員へ周知徹底願います。

(別添)

国自整第 38 号
平成27年4月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
公益社団法人 日本バス協会会長 殿
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な
自動車の保守管理の実施について

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第57条の2の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。

また、自動車使用者は、車両法第47条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（別添参照）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去5年間で57件発生していたことがあります。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨の期間毎の交換の必要性和確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

なお、別紙のとおり、地方運輸局等に対し、各種研修等の機会を捉え自動車使用者に指導するよう指示していることを申し添えます。

(別紙)

国自整第38号の2
平成27年4月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

(国土交通省) 自動車局整備課長

自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な
自動車の保守管理の実施について

標記について、別添のとおり自動車関係団体に対して周知したので、各地方運輸局等においては、自動車使用者に対し、各種研修等の機会を捉えて定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性について説明するとともに、自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する技術上の情報等を参考に、確実な自動車の保守管理を行うよう指導されたい。

改善対策届出一覧表

改善対策届出日:平成27年 4月 16日

改善対策届出番号	470	改善対策開始日	平成27年 4月 23日
届出者の氏名又は名称	日本トレクス株式会社 代表取締役社長 西川 柳一郎	問い合わせ先: サービス部 TEL: 0120-723-406	
不具合の部位(部品名)	スプリングチャンパ		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	交換期限を超えて使用されたスプリングチャンパ内のダイヤフラムの劣化等により、エア漏れを生じるものがある。そのため、ブレーキ系統のエア圧が低下して駐車ブレーキが作動し、操作バルブがエア供給を停止するが、エア圧回復後もその状態を維持するため、ドライバーが走行前に駐車ブレーキを解除しない場合、ブレーキの引きずりを生じ、そのまま走行を続けるとドラムが過熱して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。		
改善措置の内容	(1)チャンパ類のダイヤフラムの定期交換とエア漏れがある場合の対処方法に関し、パンフレットにより注意喚起するとともに、警告ラベルを車両に貼付ける。 (2)全車両、トレーラに装備されている中期ブレーキ規制以前の機能を有する操作バルブを、ブレーキ配管系統のエア圧低下に関与しないものに交換する。		
不具合件数	57件	事故の有無	57件(火災)
発見の動機	市場からの情報および社内からの情報による		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者:使用者を把握しているため電話、または直接訪問して通知する。 ・自動車分解整備事業者:日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、車枠の車台番号付近にNo.470のステッカーを貼付する。 		

改善箇所説明図

注: は、交換部品および追加部品を示す

交換期限を超えて使用されたスプリングチャンパ内のダイヤフラムの劣化等により、エア漏れを生じるものがある。そのため、ブレーキ系統のエア圧が低下して駐車ブレーキが作動し、操作バルブがエア供給を停止するが、エア圧回復後もその状態を維持するため、ドライバーが走行前に駐車ブレーキを解除しない場合、ブレーキの引きずりを生じ、そのまま走行を続けるとドラムが過熱して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。

【改善措置の内容】

- (1)チャンパ類のダイヤフラムの定期交換とエア漏れがある場合の対処方法に関し、パンフレットにより注意喚起するとともに、警告ラベルを車両に貼付ける。
- (2)全車両、トレーラに装備されている中期ブレーキ規制以前の機能を有する操作バルブを、ブレーキ配管系統のエア圧低下に関与しないものに交換する。

識別:改善実施済車には、車台番号打刻位置付近にNo.470の改善対策済ステッカーを貼付けする。

改善対策対象車の情報は、次の URL 参照

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidoshsha08_hh_001919.html

**(3) 自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の記載に係る
取扱いについて**

国自整第46号の4
平成27年5月21日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の記載に係る取扱い
について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部が改正されたことに伴い、標記について、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したのでお知らせします。今回の指導履歴記載の措置は、定期点検整備の励行の一層の促進を目的とするものです。

(別添)

国自整第46号
平成27年5月21日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

(国土交通省) 自動車局整備課長

自動車検査証備考欄等への定期点検整備に関する指導履歴の記載に係る取扱い
について

今般、「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日付自車第880号)別添自動車検査業務等実施要領の一部が改正されたことに伴い、整備命令又は限定自動車検査証を交付する際に「点検等の勧告」を発動した場合、定期点検整備に関する指導の履歴として、当該勧告の発動の記録を自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄に記載することとした。

については、この指導履歴の記載に係る取扱いを下記のとおりとするので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本取扱いを円滑に実施するため、別添のとおり自動車検査独立行政法人理事長、軽自動車検査協会理事長及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて通知したことを申し添える。

記

1. 対象自動車

登録自動車及び二輪の小型自動車

2. 自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄への記載方法

記載は次のとおりとする。なお、検査の流れの例を参考に示す。

(1) 道路運送車両法第54条第4項の規定に基づく整備命令に伴う点検等の勧告の場合

- ① 自動車の登録検査事務を処理する電子情報処理組織(以下「システム」という。)への入力については、点検等の勧告書交付後、可能な限り速やかに入力すること。
- ② 自動車検査業務等実施要領3-4-25の規定に基づく自動車検査証への記載に当たっては、点検等の勧告による定期点検整備実施を指導した旨及び指導年月日を備考欄に記載するものとする。
- ③ 自動車検査証への記載については、第1号様式によるゴム印等を押印すること

により行う。なお、法第54条の整備命令の発令に伴う点検等の勧告の効力は、点検等の勧告書を作成し、当該使用者又は運転者に対し、当該点検等の勧告書を交付する旨を告知した時点から発生することから、当該勧告書の受け取りを拒否したり、破棄した場合であっても当該勧告書は有効なものである。

- ④ 検査申請書等（以下、「OCRシート」という。）への記載は、第22号様式の②種別補助欄に「4：54条（点検指導）」を記入する。

(2) 道路運送車両法第71条の2第2項の規定に基づく限定自動車検査証の交付に伴う点検等の勧告の場合

- ① 限定自動車検査証を交付するときにシステムに入力すること。
- ② 自動車検査業務等実施要領3-4-25の規定に基づく自動車検査証及び限定自動車検査証への記載に当たっては、点検等の勧告により定期点検整備実施を指導した旨及び指導年月日を備考欄に記載するものとする。
- ③ OCRシートへの記載は、第3号様式の(109)受検形態欄に、当該自動車の受検形態に応じ4、5又は6を記入する。

注：OCRシート（109）受検形態欄に記入する4～6の数字は、
4：使用者（点検指導）
5：その他（点検指導）
6：認証整備工場（点検指導）
を表す。

3. 自動車検査証の指導履歴記載に対する削除措置について

自動車使用者の申告及び使用者から提示のあった書面等により、「点検等の勧告」に従い、最長の間隔で行うべき定期点検整備を適切な間隔で2回連続実施されていると判断した場合には、適切に車両管理が実施され、かつ、自動車使用者の保守管理意識の高揚が図られたとして、指導履歴の記載を削除するものとする。ただし、「指導履歴」の記載は、当該自動車の点検整備状況及び劣化・摩耗状況を正しく認識するための生涯履歴として原簿ファイルに格納すべきものであるため、本項の削除措置は自動車検査証においてのみ非表示とするものである。なお、その処理方法は次のとおりとする。

- ① OCRシートへの記載は、第21号様式の(61)種別コード欄に「74：指導履歴非表示設定」、(74)受理番号欄に当該受理番号、(94)対象登録年月日欄に勧告年月日を記入する。なお、削除は指導履歴毎に行うこと。

注：受理番号は、指導履歴をシステムが管理する番号を表す。

なお、自動車使用者の申出により、指導履歴削除後の自動車検査証の交付を求められた場合には、自動車検査証の再出力を行い、交付することができるものとする。

- ② システム停止時等システムへの入力によらず、自動車検査証の備考欄に上記2.により記載されている事項を削除する場合には、当該記載事項を二重線で抹消するとともに、抹消した箇所に確認年月日及び運輸支局等名小印を押印することにより行う。

なお、この場合におけるシステムへの入力は、当該指導履歴記載の削除後、可能な限り速やかに（原則当日、遅くとも翌日に）行うものとする。

[第1号様式]

【定期点検整備実施の指導履歴】平成〇〇年〇〇月〇〇日勧告

自動車検査証（備考欄）への指導履歴の記載までの流れ

- 1) 整備命令に伴う「点検等の勧告」の場合
 - ①街頭検査等において、法第54条に基づく整備命令とともに点検等の勧告を発動する。
 - ②点検等の勧告書を交付するとともに自動車検査証備考欄に第1号様式に示すゴム印を押印する。
 - ③点検等の勧告書交付後、可能な限り速やかに指導履歴情報をシステムに入力する。
なお、システム入力にあつては、OCRシート第22号様式を用い、同様式中「②種別補助」欄に「4：54条（点検指導）」を入力して行うものとする。

- 2) 限定自動車検査証の交付に伴う「点検等の勧告」の場合
 - ①限定自動車検査証の交付とともに点検等の勧告を発令する。
なお、限定自動車検査証交付時の指導履歴情報をシステム入力にあつては、OCRシート第3号様式中「(109) 受検形態」欄に受検形態毎の指導履歴（「4：使用者（点検指導）」、「5：その他（点検指導）」、「6：認証整備工場（点検指導）」）を入力して行い、限定自動車検査証の備考欄に指導履歴を記載する。
 - ②限定自動車検査証による継続検査（再検査）が合格した場合、検査時の点検整備実施状況等を自動車検査証備考欄へ記載の上返付する。（自動車検査証の備考欄に限定自動車検査証の指導履歴内容が反映）

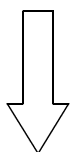
- 3) 継続検査時に削除措置を行う場合
 - ①自動車使用者からの申告とする。（自動車検査証の返付時に警告短文出力）
 - ②適切な車両管理が実施され、かつ、自動車の使用者の保守管理意識の高揚が図られているのかの判断を行う。
 - ③削除措置が適当と判断した場合、OCRシート第21号様式の「(61)種別コード」欄に「74：指導履歴表示設定」を、「(74)受理番号」欄に当該受理番号(※)を、「(94)対象登録年月日」欄に点検等の勧告発動年月日をそれぞれ記入する。
削除は指導履歴毎に実施する。
※受理番号は、指導履歴をシステムが管理する番号を示す。
なお、自動車使用者の申出により、指導履歴削除後の自動車検査証の交付を求められた場合には、自動車検査証の再出力を行い、交付することができるものとする。
システム停止時等においては、システムへの入力によらず、自動車検査証の備考欄の指導履歴記載を二重線で抹消するとともに、抹消した箇所に確認年月日及び運輸支局等名小印を押印することにより行う。
 - ④全ての指導履歴が削除となったことを確認し、自動車検査証を使用者に返付する。
なお、継続検査以外における削除措置についても、適切に処理すること。

継続検査における指導履歴の記載までの流れ（例）

【国／窓口（検査の受付時）】

〔継続検査申請車両を対象として検査の受付時実施する事項〕

- ・点検整備記録簿の確認（前検査の有無の確認）
- ・審査依頼書作成
前検査の場合・・継続検査申請書（OCRシート）の定期点検欄に1を記入
審査依頼書に「前検査」を標記

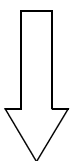


審査依頼書により審査依頼

【検査法人／検査場】

〔通常の検査の中で不合格箇所があった車両について実施する事項〕

- ・前検査であり、自動車点検基準別表第8に該当する不合格箇所が1箇所でもある場合、自動車検査票1に不合格箇所を確実に記入する。
- ・保安基準に適合しない旨の審査結果通知書作成



検査法人は車両法第74条の2第2項の規定に基づき、審査結果通知書が国の窓口が届くよう措置する。

【国／窓口】

1. 検査法人からの審査結果通知書の不合格の内容が自動車点検基準別表第8に該当するか確認する。
2. 再検査の時期及び定期点検整備のうち最長の間隔で行うべきものが行われているか確認する。
3. OCRシート第3号様式の受検形態欄に当該自動車の受検形態に応じた番号を記入し、限定自動車検査証の備考欄への指導履歴情報を記載した上で限定自動車検査証の交付を行う。
4. 使用者に対し勧告書の交付（送付）を行う。

(4) 「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の一部改正について

国自技第67号の3

国自整第55号の3

平成27年6月11日

一般社団法人

日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会(組合)におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて
改正する通達 新旧対照表

(依命通達)」(平成7年11月16日自技第234号自整第262号)の一部を
平成7年11月16日付け自技第234号
自整第262号
改正 平成27年6月11日付け国自技第67号、国自整第55号

新	旧
<p>自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 構造等変更検査の取扱い 車両法第67条第3項の規定により「第1項の変更が<u>国土交通省令</u>で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなると認めるときは、当該自動車に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第38条第8項第6号(自家用又は事業用)を事由とする「保安基準に適合しなくなるとおそれがある」とし取り扱いを行うものとする。</p> <p>① 事業用自動車を自家用自動車に変更する場合 ② 自家用自動車を乗車定員11人以上の<u>旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車)</u>以外の事業用自動車に変更する場合</p> <p>なお、上記②の場合による車両法第67条第1項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請において、<u>自動車検査証の有効期間は従前の残存期間に応じ、以下により取り扱いを行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有効期間の残存期間が車両法第61条1項又は2項で定める期間を超えている場合</u> 自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。 	<p>自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 構造等変更検査の取扱い 車両法第67条第3項の規定により「第1項の変更が<u>運輸省令</u>で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなると認めるときは、当該自動車に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第38条第8項第6号(自家用又は事業用)を事由とする「保安基準に適合しなくなるとおそれがある」とし取り扱いを行うものとする。</p> <p>① 事業用自動車を自家用自動車に変更する場合 ② 自家用自動車を<u>旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車)</u>以外の事業用自動車に変更する場合</p> <p>(新規)</p>

なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。

(例)

残存期間が1年超の自家用乗用自動車 → 有効期間：起算日から1年

残存期間が2年超の検査対象軽自動車 → 有効期間：起算日から2年

- 有効期間の残存期間が車両法第61条1項又は2項で定める期間以下の場合従前の自動車検査証の有効期間満了日を付すものとする。

附 則 (平成27年6月11日 国自技第67号、国自整第55号)

本改正規定は、平成27年6月12日から適用する。

(5) タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの改修促進について (協力依頼)

国自審第523号
国自情第54号
国自整第80号
平成27年7月8日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
自動車情報課長
整備課長

タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの改修促進について (協力依頼)

タカタ製エアバッグ・インフレーターについては、平成21年以降、順次リコール届出され、改修作業が進められているところです。

しかしながら、今般、改修措置が未実施となっていた車両において不具合が発生したため、別添のとおり自動車製作者等に対して改修の促進を指示しました。

エアバッグ・インフレーターに不具合が発生した場合、自動車の乗員が重篤な被害を受けるおそれがあることから、貴会傘下会員に対しても、下記事項について協力を依頼して頂くようお願いいたします。

記

1. 自動車検査証の交付又は返付の際、リコール対象車両である場合には、自動車検査証と併せてリコール対象車である旨の警告文が交付されることがあります。警告文が交付された場合には、依頼者を通じて、使用者に対してリコール対象車両であることを伝え、関係自動車販売店等において改修作業を受けるよう促して下さい。
2. 道路運送車両法第12条等に基づき、自動車の所有者又は使用者が転居した際には、15日以内に住所変更の手続きを受けることとされています。(なお、これに違反した場合には、50万円以下の罰金を課されることがあります。) リコール対象車両の使用者には、ダイレクトメール等でリコール対象である旨が通知されますが、適切に変更登録等がされていない場合には、ダイレクトメールが届きません。自動車検査証の使用者の住所が、顧客情報や保険の住所と異なる場合には、依頼者を通じて、使用者に速やかに必要な手続きを受けるよう促して下さい。

(別添)

国自審第523号

平成27年7月8日

ダイハツ工業株式会社 品質担当役員	}	殿 (単名各通)
トヨタ自動車株式会社 品質担当役員		
ニコルレーシングジャパン株式会社 品質担当役員		
日産自動車株式会社 品質担当役員		
ビー・エム・ダブリュー株式会社 品質担当役員		
富士重工業株式会社 品質担当役員		
本田技研工業株式会社 品質担当役員		
マツダ株式会社 品質担当役員		
三菱自動車工業株式会社 品質担当役員		

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの改修促進について

タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールについては、平成26年11月24日付け国自審第1220号により、実施率の向上のための措置を講じること、リコール改修体制を整備することについてお願いをしたところです。

これを受け、自動車製作者等各社においては、速やかな改修の実施に努めているものと承知しています。

しかしながら、6月25日、タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの対象車両において、改修措置が未実施となっていたため、市場での衝突事故時にインフレーターが異常展開するという不具合が発生しました。

今後、未改修車における同様の不具合の発生を防止するため、早期に実施率が100%となるよう、更なる改修促進のための方策を検討し、実施するようお願いします。

(6) 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について

国自整第196号の3
平成27年9月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について

標記については、「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底について」（平成26年4月25日付、国自整第21号）により、大型自動車（車両総重量8トン上の貨物自動車または乗車定員30人以上の乗合自動車）の車輪脱落事故の再発防止対策事項の周知徹底を貴会傘下会員に対して要請していたところです。

今般、国土交通省が平成26年度の同種事故の発生状況を調査したところ、前年度に比べ26件増の45件が発生し、3年連続で増加している厳しい状況となりました。

同事故の分析を行った結果、同事故の直近に行われた車輪脱着作業は、タイヤ交換やタイヤローテーション等の作業が29件（65.1%）、定期点検整備や臨時整備が14件（31.1%）となっており、また車輪脱着作業の実施者は、大型自動車ユーザーが20件（44.4%）、整備工場が13件（28.9%）、タイヤ専門店が9件（20.0%）となっておりました。更に車輪脱着作業後1月以内に発生した事故件数は26件（57.6%）となっております。

このため、国土交通省では、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会及び一般社団法人日本自動車タイヤ協会と再発防止策について検討を進め、今般、適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車の使用者による適切な保守管理の実施の啓発を図ることを目的として、添付の周知・啓発用資料を作成いたしました。

つきましては、本資料を活用するなどして、貴会傘下会員に対して、本件の周知をお願いするとともに、適正な車輪脱着作業の徹底をお願いいたします。

また、大型自動車の使用者に対して、一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施についても周知をお願いいたします。

（参考）平成26年度大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故発生状況

—大型車をご使用の皆様へ車輪脱落事故防止のお願いです。

ストップ!! ザ・車輪脱落事故

大型車の車輪脱落事故ゼロへ

車輪の脱落事故が起きています

大型車・車輪脱落事故

412件!

平成15年1月～平成26年12月(年間約34件)

車輪が脱落するまでには必ず予兆があります。
日頃の点検・整備で車輪脱落事故を防止。
ご自身による車輪まわりの点検をお願いします。

車輪脱落事故の多くは、ホイール脱着後1か月以内に起きています。正しい脱着作業をお願いします。



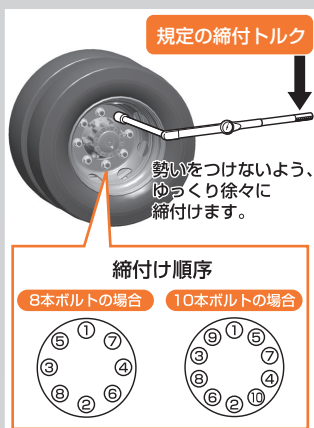
車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両の乗員の命に係わるなど、場合によっては重大な事故を引起し、社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。
あなた自身による、正しい点検・整備の実施が重要です。

車輪脱落を防ぐ、4つのポイント

確実な締付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けます。



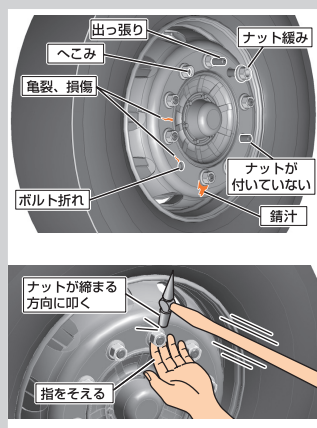
増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



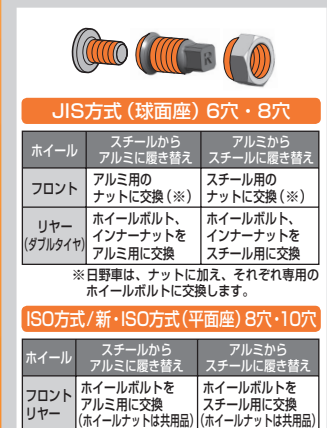
日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見、さわって点検します。異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



ホイールの履き替え

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ず確認してください。



詳しい情報は… 日本自動車工業会 HP
日本自動車車体工業会 HP
日本自動車タイヤ協会 HP

<http://www.jama.or.jp/user/>
<http://jabia.or.jp/use/trailer/index.php>
<http://www.jatma.or.jp/tekisei/>

国土交通省

(一般社団法人) 日本自動車工業会 いすゞ自動車 / 日野自動車 / 三菱ふそうトラック・バス / UDトラックス
(一般社団法人) 日本自動車車体工業会 トレーラ部会
(一般社団法人) 日本自動車タイヤ協会



大型トラック(トレーラ)・バスのホイールボルト関係の点検内容

ー大型車：車両総重量 8 トン以上のトラック(トレーラ)または 乗車定員 30 人以上のバス

日常点検

1 目視での点検

- ホイールナットの脱落やホイールボルトの折損はないか。
- ホイールやホイールボルト、ナットのまわりに錆汁がでた痕跡はないか。
- ホイールナットから突出しているボルトの長さの不揃いはないか。
- ホイールに亀裂や損傷がないか。

2 点検ハンマなどを用いての点検

- ボルトの折損やナットの緩みがないか、ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマなどでナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイールナットと違ったり、濁った音がしないか。

3 か月点検

1 一つのナットで締付ける方式の緩み点検

- トルクレンチを用いるなどにより、ホイールナットを規定のトルクで締付けます。

2 インナー、アウターのナットで締付ける方式の緩み点検

- 最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
- 次に、緩めたアウターナットを、トルクレンチを用いるなどにより規定の締付けトルクで締付けます。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

12 か月点検

1 ディスクホイールを取外して行う点検

- ホイールボルトやナットに亀裂や損傷がないか、著しい錆の発生がないか。
※ワッシャー(座金)付きナット(ISO方式)では、ワッシャーがスムーズに回転するかも点検。
- ホイールボルトに伸びはないか。
- ボルト、ナットのねじ部に「つぶれ、やせ、かじり」などの異常はないか。
- ホイールのボルト穴、かざり穴のまわりや溶接部に亀裂および損傷がないか、ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか。
- ホイールのハブへの取付面、合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスクホイールを取付ける際に行う点検

- ホイールの取付面、合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などの異物を取除きます。
- ホイールボルト、ナットに指定の潤滑剤を薄く塗布します。(A)
・JIS方式の場合…ボルト、ナットのねじ部および座面(球面座)部に塗布
・ISO方式の場合…ボルト、ナットのねじ部およびナットとワッシャーとのすき間に塗布
(※ホイールとの当たり面には塗布しない)
- (A)ドライ方式(潤滑剤を塗布せず締付ける方式)の車両では、油分の塗布は厳禁です。
- ホイールナットの締付けは、対角線順に2~3回に分けて行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
※インパクトレンチで締付ける場合は、締付け時間や空気圧などに留意し、締め過ぎないように十分注意します。最後は、トルクレンチを用いるなどして規定のトルクで締付けます。

締付け不足、締め忘れ防止のため、作業終了後、(規定のトルクで)確実に締付けたことを確認するようお願いします。

- 50~100km走行後を目安に、増し締めを行います。

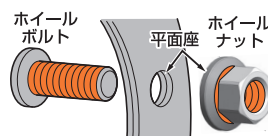
締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と、平面座で締付けるISO方式があります。大型トラック・バスでは「排出ガス規制ポスト新長期規制適合」車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

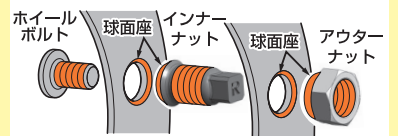
アルミホイール/スチールホイールの履き替えには、それぞれ適合するボルト、ナットの使用が必要です。

〔後輪ダブルタイヤの締付け構造〕

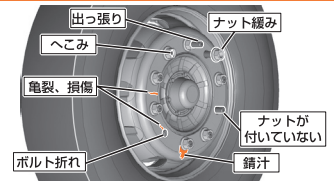
ISO方式(8穴、10穴)



JIS方式(6穴、8穴)



目視での点検



点検ハンマなどを用いての点検



ねじの締付け方向を確かめて締付けます



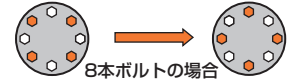
JIS方式ダブルタイヤの締付け手順

- ①アウターナットを緩めます。
- ②インナーナットを締付けます。
- ③アウターナットを締付けます。



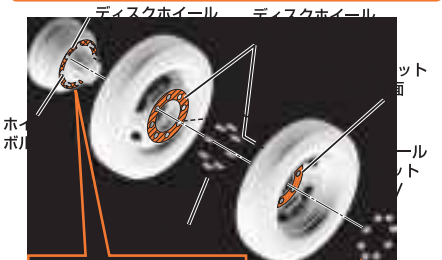
この図は右側タイヤの場合です。

(最初に半数を点検) (次に残りの半数を点検)



8本ボルトの場合

ホイール、ハブ、ボルト、ナットの点検箇所



ISO方式ホイールナット

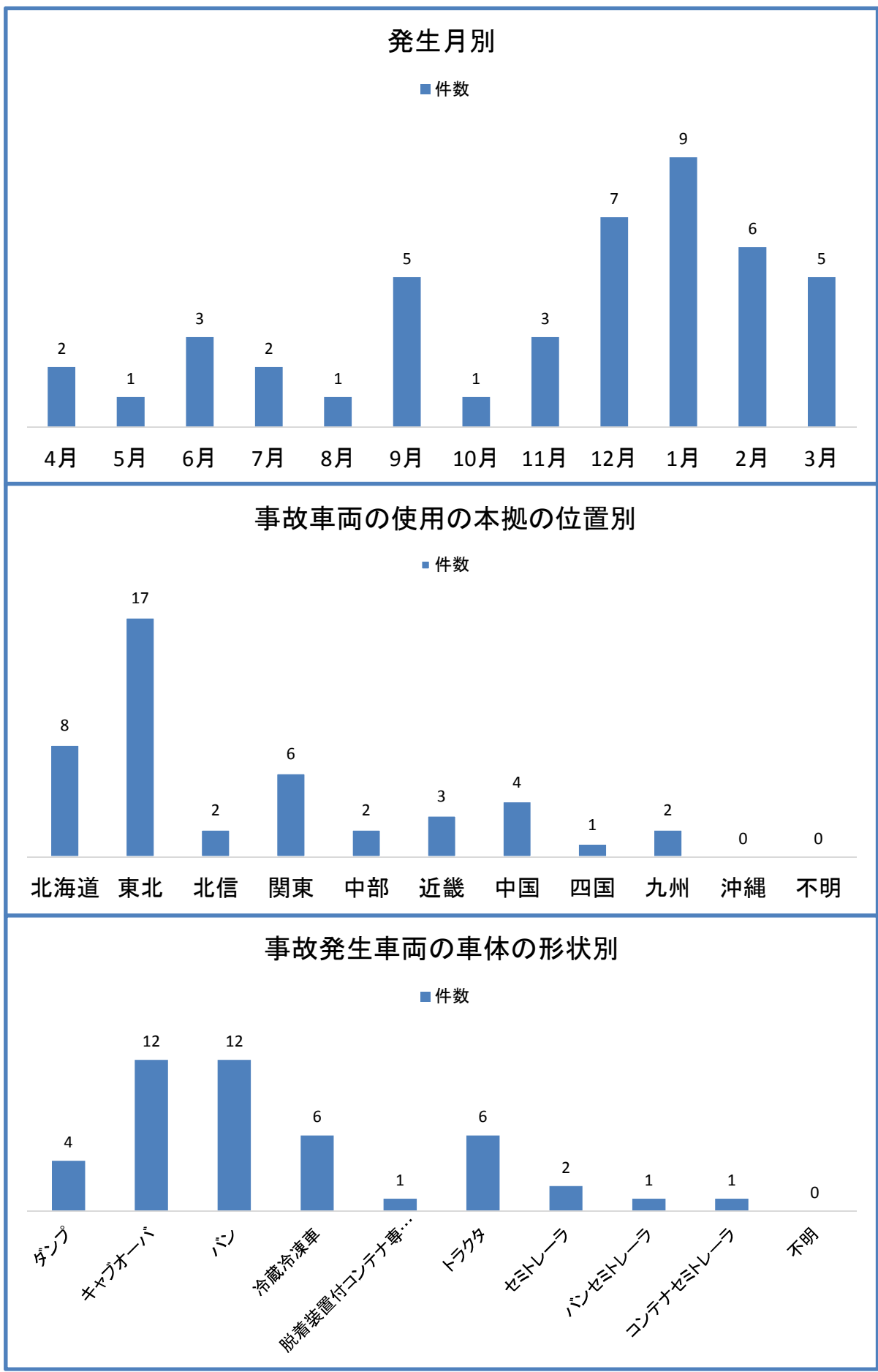
座金(ワッシャー)

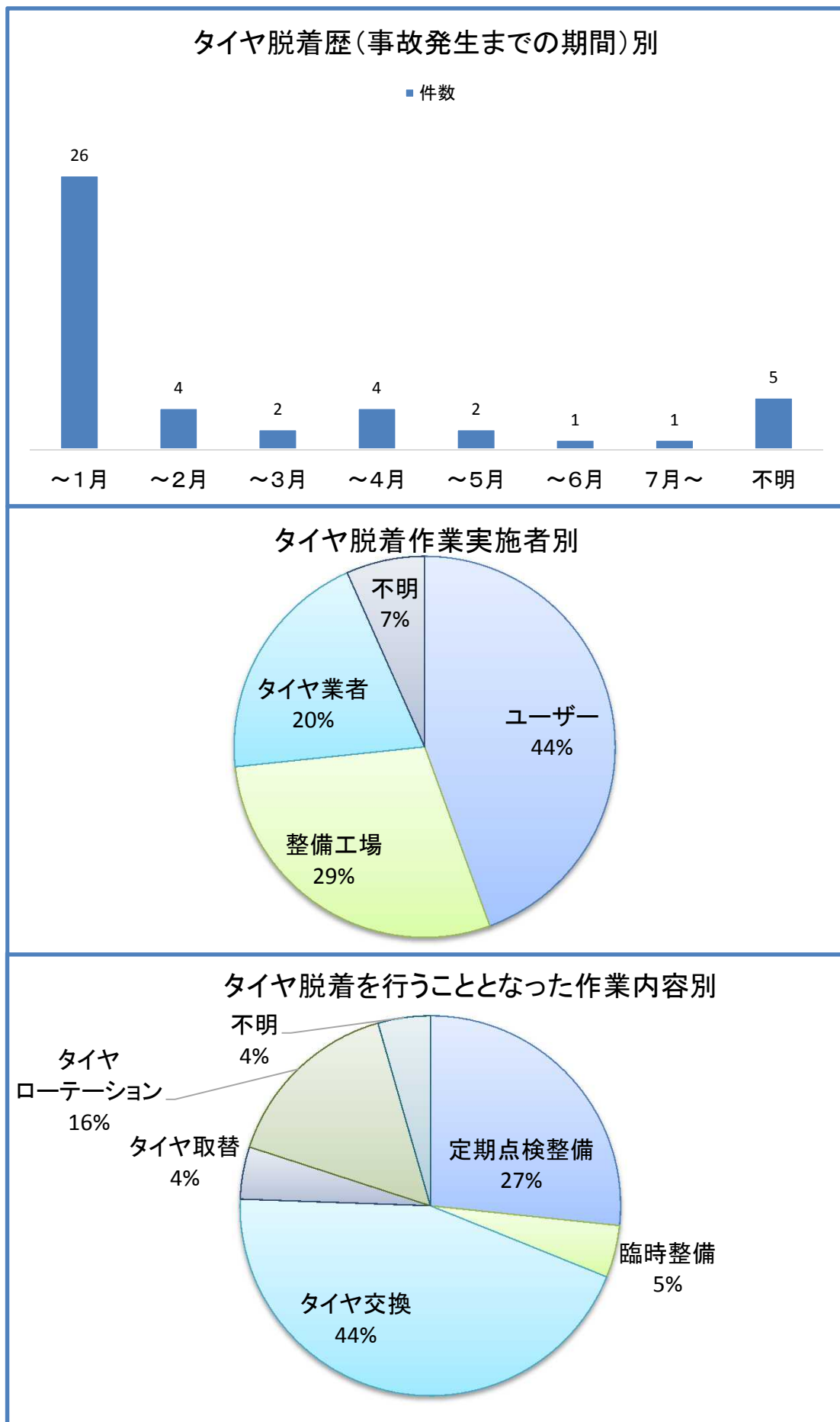


ディスクホイールの点検箇所



大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故発生状況(平成26年度)





(7) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」等の一部改正について

国自環第117号の2
平成27年11月16日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

別紙

国自環第 1 1 7 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 63 条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」等の一部改正について

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 27 年国土交通省告示第 826 号）及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 27 年国土交通省告示第 827 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、下記の関係通達を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 63 条の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 149 号、国自環第 131 号）
2. 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）
3. 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 152 号、国自環第 134-2 号）

「道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第63条の規定に基づく基準の指定について
 (依命通達)」(平成15年10月1日国自技第149号、国自環第131号)の一部改正について
 新旧対照表

改正 平成27年11月16日国自環第117号

改 正	現 行
<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。 (1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係 1) (略) 2) 軽油を燃料とする自動車 一 (略) 二 車両総重量3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第41条第1項第五号に定める基準 ロ (略) 一 (略) 二 適用関係告示第28条第169項を適用する場合にあつては、 前号の基準に加えて当該基準</p>	<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第63条の規定に基づき、次の基準を指定する。 (1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係 1) (略) 2) 軽油を燃料とする自動車 一 (略) 二 車両総重量3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第41条第1項第五号及び第二十一号に定める基準 ロ (略) (新設)</p>

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

別 添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年国自技第151号、国自環第134号）の一部改正について
新旧対照表

改正 平成27年11月16日国自環第117号

改 正	現 行
<p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第13号の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p>	<p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第12号の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p>

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

別 添

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）（平成15年国自技第152号、国自環第134-2号）の一部改正について

新旧対照表

改正 平成27年11月16日国自環第117号

改 正	現 行
<p>記 記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 平成27年国土交通省告示第826号による改正前の細目告示第41条第1項第21号の「国土交通大臣が定める自動車」は、新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p>	<p>記 記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 細目告示第41条第1項第21号の「国土交通大臣が定める自動車」は、新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p>

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

(8) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

国自技第207号の3
平成27年12月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対して周知方お願いします。

国自技第207号
平成27年12月25日

各地方運輸局長 殿 (単名各通)
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○ 「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号) の一部改正(について

「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号) 新旧対照表

制定 平成 9年9月19日付 自技 第193号
最終改正 平成27年12月25日付 国自技第207号

改 正	現 行
<p>「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号)</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 (略)</p> <p>(1) ～ (20) (略)</p> <p>(21)「誘導車」とは、<u>道路法第47条の2第1項の許可の申請に対し、道路管理者が当該車両の通行を許可する条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車</u>をい<u>う。</u></p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を<u>保安基準第4条の2 (軸重等) に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができ</u>るバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。</p> <p>(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物 (前号の自動車) で輸送できる貨物を除く。<u>以下「長尺貨物」という。</u>(のみを保安基準第2条 (長さ)、</p>	<p>「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号)</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 (略)</p> <p>(1) ～ (20) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を第4条の2 (軸重等) に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。</p> <p>(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物 (以下、「長尺貨物」という。) のみを保安基準第2条 (長さ)、同第4条の2 (軸重等) 及び</p>

<p>同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）</p> <p>(4) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 第1号及び第20号の自動車の誘導車として緑色の点滅する灯火を備えるものであって、第20号第1項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）</p> <p>(15) 幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。）を備えるもの</p> <p>(16) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置（<u>展示、メンテナンスを含む。</u>）して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの</p> <p>(21) ～ (23) (略)</p>	<p>同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）</p> <p>(4) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した第3第1号の自動車（幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。）の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）備えるもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）</p> <p>(15) 幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（発光部の数）以下とする。）を備えるもの</p> <p>(16) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの</p> <p>(21) ～ (23) (略)</p>
---	---

<p>第4 申請者等</p> <p>1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。なお、<u>第3第15号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 審査</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第1項の審査に当たっては、<u>道路管理者又は都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。</u></p> <p>7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査に<u>あつて、必要に応じ、</u>道路管理者又は都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。</p> <p>8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たっては、必要に応じ、<u>道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。</u>ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 基準緩和の認定等</p> <p>1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の</p>	<p>第4 申請者等</p> <p>1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 審査</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第1項の審査に当たっては、<u>必要に応じ、</u>道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは<u>双方の意見を聴取するものとする。</u></p> <p>7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査に<u>当たつて、必要に応じ、</u>道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは<u>双方の意見を聴取するものとする。</u></p> <p>8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たっては、必要に応じ、<u>道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。</u>ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 基準緩和の認定等</p> <p>1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、<u>第15、第16、</u>第17、第1</p>
---	--

<p>8、<u>第19又は第20の規定</u>に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行う場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行</p> <p>い、<u>第3号様式</u>による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（<u>第10第1項の規定</u>に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、<u>車線逸脱警報装置</u>、<u>座席</u>、<u>座席ベルト</u>及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。</p>	<p>規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行</p> <p>い、<u>第3号様式</u>による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（<u>第10第1項の規定</u>に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、<u>座席</u>、<u>座席ベルト</u>及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。</p>
<p>8、<u>第19又は第20の規定</u>に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行う場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行</p> <p>い、<u>第3号様式</u>による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（<u>第10第1項の規定</u>に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、<u>座席</u>、<u>座席ベルト</u>及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。</p>	<p>規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、<u>第7に基づく条件、期限及び制限を付したう</u>えで、基準緩和の認定を行</p> <p>い、<u>第3号様式</u>による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（<u>第10第1項の規定</u>に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、<u>座席</u>、<u>座席ベルト</u>及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第17、第18又は第19の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。</p>

<p>第9 継続緩和の認定 1～3 (略)</p> <p>4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p> <p>第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、<u>第15</u>、<u>第16</u>、<u>第17</u>、<u>第18</u>、<u>第19</u>又は<u>第20</u>」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例 1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第2</u>第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>第9 継続緩和の認定 1～3 (略)</p> <p>4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p> <p>第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、<u>第15</u>、<u>第16</u>、<u>第17</u>、<u>第18</u>、<u>第19</u>又は<u>第20</u>」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例 1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第2</u>第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>第9 継続緩和の認定 1～3 (略)</p> <p>4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p> <p>第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、<u>第17</u>、<u>第18</u>又は<u>第19</u>」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例 1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第2</u>第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>第9 継続緩和の認定 1～3 (略)</p> <p>4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p> <p>第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、<u>第15</u>、<u>第16</u>、<u>第17</u>、<u>第18</u>、<u>第19</u>又は<u>第20</u>」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例 1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第2</u>第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>
---	---	--	---

<p>第111～ 第113 (略)</p> <p>第114 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第115・16 (略)</p> <p>第117 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条(長さ)及び同第4条(車両総重量)、同第4条及び第4条の2(軸重等)又は同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書(回答)により確認するものとする。</p>	<p>第111～ 第113 (略)</p> <p>第114 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第115・16 (略)</p> <p>第117 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条(長さ)及び同第4条(車両総重量)、同第4条及び第4条の2(軸重等)又は同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書(回答)により確認するものとする。ただし、<u>その他の方法により前項第2号の確認ができる場合はこの限りではないものとする。</u></p>
<p>第111～ 第113 (略)</p> <p>第114 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとするものについては、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第115・16 (略)</p> <p>第117 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条(長さ)、同第4条(車両総重量)、同第4条及び第4条の2(軸重等)又は同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書(回答)により確認するものとする。</p>	<p>第111～ 第113 (略)</p> <p>第114 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとするものについては、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第115・16 (略)</p> <p>第117 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であって、保安基準第2条(長さ)及び同第4条(車両総重量)、同第4条及び第4条の2(軸重等)又は同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書(回答)により確認するものとする。</p>

<p>3 (略)</p> <p>第18 トレーラ・ハウスの特例</p> <p>1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。</p> <p><u>3 (新設)</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>第18 トレーラ・ハウスの特例</p> <p>1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p> <p>2 前項の自動車にあっては、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が1</p> <p>6. 5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。)以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p> <p>3 地方運輸局長は、<u>第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 車両外観図又は外観写真(本体に緑色の点滅する灯火を備えるものは取付位置を明記するものとする。)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上</p>
<p>3 (略)</p> <p>第18 トレーラ・ハウスの特例</p> <p>1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。</p> <p><u>3 (新設)</u></p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 車両外観図又は外観写真</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上</p>	<p>3 (略)</p> <p>第18 トレーラ・ハウスの特例</p> <p>1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p> <p>2 前項の自動車にあっては、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が1</p> <p>6. 5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。)以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p> <p>3 地方運輸局長は、<u>第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 車両外観図又は外観写真(本体に緑色の点滅する灯火を備えるものは取付位置を明記するものとする。)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上</p>

<p>の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そ うとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項 項に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例</u></p> <p>1 <u>第3第14号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車 両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。</u></p> <p>(1) 次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。</p> <p>イ <u>第3第1号の自動車(幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートル を超えるものに限る。以下「誘導される自動車」という。)の使用者と同一の者が 使用する誘導車。</u></p> <p>ロ <u>誘導される自動車の使用者と、誘導車を配置することに関し契約を締結した者 が使用する誘導車。</u></p> <p>ハ <u>上記ロの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。</u></p> <p>ニ <u>物品の輸送に関し、第3第1号の自動車(幅が3メートル以上又は連結時全長 が16.5メートルを超えるもの)を必要とする荷物の所有者等(以下「荷主」と いう。)と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する 誘導車。</u></p> <p>ホ <u>上記ニの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。</u></p> <p>ヘ <u>第3第20号のトレーラ・ハウス(幅が3メートル以上又は連結時全長が16. 5メートルを超えるものに限る。以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。) を運行させようとする者が使用する誘導車。</u></p> <p>ト <u>上記への者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車。</u></p> <p>(2) <u>前各号の誘導車に備える緑色の点滅する灯火は、誘導される自動車又は誘導される トレーラ・ハウスの誘導中のみ使用するものであって、車体の上部の見やすい位置に</u></p>	<p>の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そ うとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項 に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

	<p>2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車であつて、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>(1) 申請する自動車特定できる書面</p> <p>(2) 車両外観図又は外観写真</p> <p>(3) 緩和部分詳細図等（灯火の性能等の資料含む）</p> <p>(4) 遵守事項の誓約書</p> <p>(5) 誘導される自動車の一覧表及び当該自動車の自動車検査証の写し</p> <p>(6) 誘導される自動車の使用者と締結した契約書</p> <p>(7) 荷主と締結した契約書及び荷主の扱う商品等の資料（必要に応じ荷主へのヒアリングを行うものとする。）</p> <p>(8) 誘導されるトレーラ・ハウスに関する資料及び当該トレーラを運行させようとする者であることを証明する書面（基準緩和認定書等）</p> <p>(9) 前項第1号ロ又はニ若しくはへの者と締結した業務委託契約書</p> <p>(10) その他地方運輸局長が必要と認めた書面</p>
	<p>3 地方運輸局長は、前項の審査に当たつて、特に次の各号について確認するものとする。</p> <p>(1) 誘導車を配置することに関し締結されている契約が業務遂行上、適切であると認められること</p> <p>(2) 当該自動車が、道路法第47条の2第1項の許可の条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車として、適切に誘導を行える自動車であること</p>

第2.1 行政処分等

1～2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車^が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1) 当該自動車の登録が抹消された場合、自動車検査証が返納された場合又は軽自動車届出済証が返納された場合

(2)～(6) (略)

第2.0 行政処分等

1～2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車^が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1) 当該自動車の登録が抹消された場合

(2)～(6) (略)

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	保安基準等の条項	保安基準等の条項													
告示第1条第1号	長さ、幅及び高さ	認定要領第3条第9号の自動車を除く	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		認定要領第3条第9号の自動車に限る	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
告示第1条第1号	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		新規格緩和(認定)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
告示第1条第1号	軸重等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		新規格緩和(認定)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	保安基準等の条項	保安基準等の条項													
告示第1条第1号	長さ、幅及び高さ	認定要領第3条第10号の自動車を除く	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		認定要領第3条第10号の自動車に限る	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
告示第1条第1号	車両総重量	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		新規格緩和(認定)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
告示第1条第1号	軸重等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		新規格緩和(認定)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>定要領第3第 2号、第3号、 第5号及び第 18号の自 動車を除く)</p>	(略)	(略)	<p>定要領第3第 2号、第3号 及び第5号 の自動車を 除く)</p>	(略)	(略)
<p>新規緩和(認 定要領第3第 4号(認定 要領第3第 2号及び第 3号の自動 車をけん引 することが できる構造 を有する場 合を除く)の 自動車に限 る)</p>	(略)	(略)	<p>新規緩和(認 定要領第3第 4号(認定 要領第3第 2号及び第 3号の自動 車をけん引 することが できる構造 を有する場 合を除く)の 自動車に限 る)</p>	(略)	(略)
<p>新規緩和(認 定要領第3第 5号及び第 18号の自 動車を除く)</p>			<p>新規緩和(認 定要領第3第 5号及び第 18号の自 動車を除く)</p>	(略)	(略)

	第5号の自動車に限る)	新規緩和(認定要領第3号及び第4号(認定要領第3号第2号及び第3号)の自動車をけん引することができる構造を有する場合に自動車を限る)	(略)	(略)	
	第5号及び第6号の自動車に限る)	新規緩和(認定要領第3号第2号、第3号及び第4号(認定要領第3号第2号及び第3号)の自動車をけん引することができる構造を有する場合に自動車を限る)	(略)	(略)	
	新規緩和(認定要領第3号第18号の自動車に限る)	新規緩和(認定要領第3号第 <u>10</u> 号の自動車に限る)	(略)	(略)	
	新規緩和(認定要領第3号第18号の自動車に限る)	新規緩和(認定要領第3号第 <u>10</u> 号の自動車に限る)	(略)	(略)	

		る)		
	最小回転半径 号用具	～ 非常信	(略)	(略)
	車線逸脱警報装置		(新設)	(新設)
(以下省略)				

注)

1. (略)

2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

3. (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第13関係)

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
長さ(001) ～ 年少者 用補助乗車装置等	(略)

	最小回転半径 号用具	～ 非常信	(略)	(略)				
	車線逸脱警報装置		保 43-6	○	○	△	○	○
(以下省略)								

注)

1. (略)

(削除)

2. (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第13関係)

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
長さ(001) ～ 年少者 用補助乗車装置等	(略)

<p><u>車線逸脱警報装置</u></p>	<p>1 <u>高速道路等</u>を運行する場合は、<u>60キロメートル毎時以下で運行すること。(130)</u></p> <p>2 <u>運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</u></p> <p>3 <u>60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131)</u></p> <p>4 <u>自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等)</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラであって、車両の構造等が幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものを誘導している場合に限る。</u></p> <p>12 <u>基準緩和の認定を受けたトレーラを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。</u></p> <p>13 <u>緑色の点滅灯火の点灯は、基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウス(幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものに限る。)を誘導している場合に限る。</u></p> <p>14 <u>基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウスを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。</u></p>	<p>その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等)</p>	<p>1～10 (略) (新設)</p>

(以下省略)	

【備考】 (略)

別表第3 (略)

基準緩和項目	表示の例
長さ ～ 被害軽減ブレーキ	(略)
(新設)	(新設)

(新設)

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

	<p>15 <u>緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラ又はトレーラ・ハウスであって、車両の構造等が幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものを誘導している場合に限る。</u></p> <p>16 <u>誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。</u></p>
(以下省略)	

【備考】 (略)

別表第3 (略)

基準緩和項目	表示の例
長さ ～ 被害軽減ブレーキ	(略)
車線逸脱警報装置	「運行速度60キロメートル毎時以下」

【備考】

(1) 「表示の例」の基となる値については、当該車両の実測値又は基準緩和自動車の実測値の最大を表示するものとし、単位についても当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値で表記したものとす。

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

附 則（平成27年12月25日 国自技第207号）

（適用時期）

- 1 この要領は、改正日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(9) 自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

国自整第322号
平成27年12月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

これを受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内の自動車分解整備事業者に対して、入庫車両の車枠・車体等について適切な点検整備を実施するよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおり著しく腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、貴会傘下会員の自動車分解整備事業者に対して別添1と同様の措置を行うよう周知願います。

なお、本件については、別添3のとおり関係団体に、別添4のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知しましたので申し添えます。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

○三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

○バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf

※ 別添1については一部省略



東自整第 125 号
平成 27 年 12 月 18 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

本年 11 月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客 7 人が負傷する事故が発生しました。

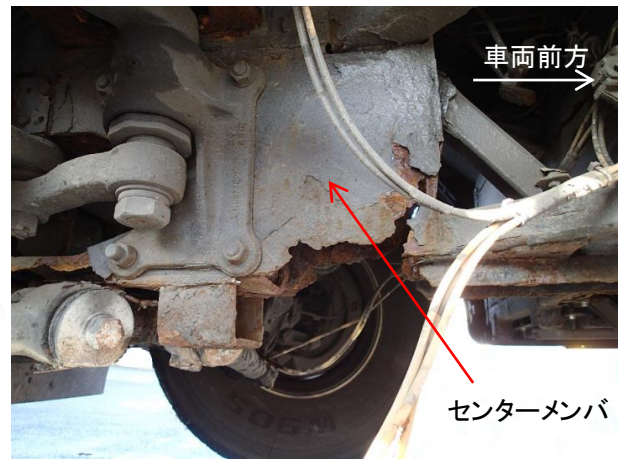
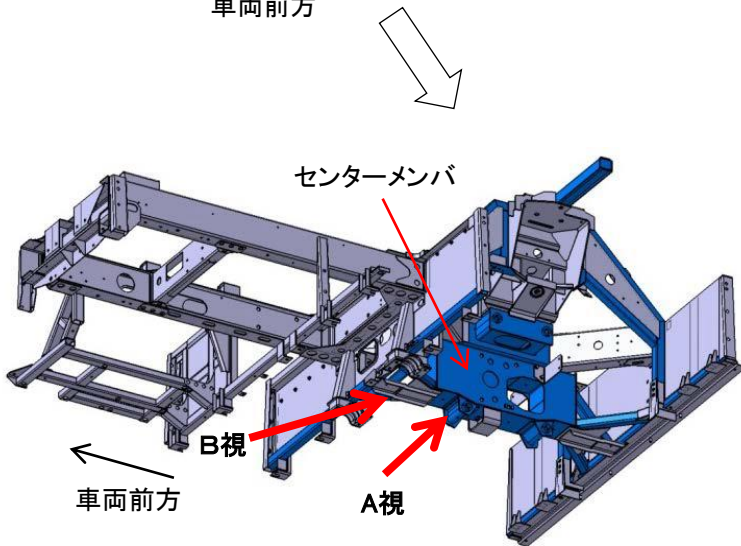
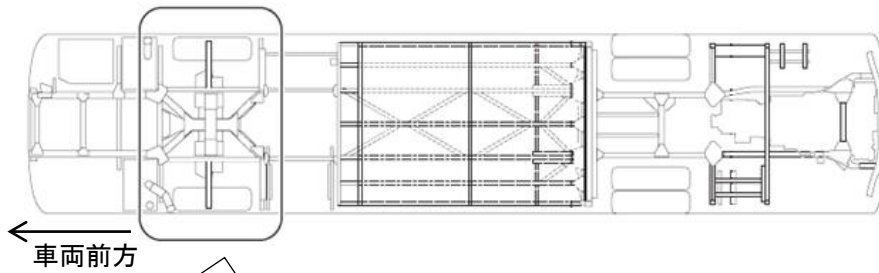
事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能になった可能性が考えられるところです。

自動車の適切な点検整備の実施については、機会あるごとに自動車分解整備事業者に対し注意喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体等への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内の自動車分解整備事業者に対し、入庫車両の車枠・車体及びかし取り装置、緩衝装置など重要保安装置取付け部の腐食状況について、下記により確実に点検を実施するよう指導するとともに、点検の結果、整備の必要性が認められた際は、自動車使用者等へ整備の必要性について十分な説明を行い、自動車メーカーが提供している補修に関する情報を参考に適切な措置を行うよう併せて指導願います。

記

1. 点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 各自動車メーカーが提供している情報を参考に点検を実施すること。

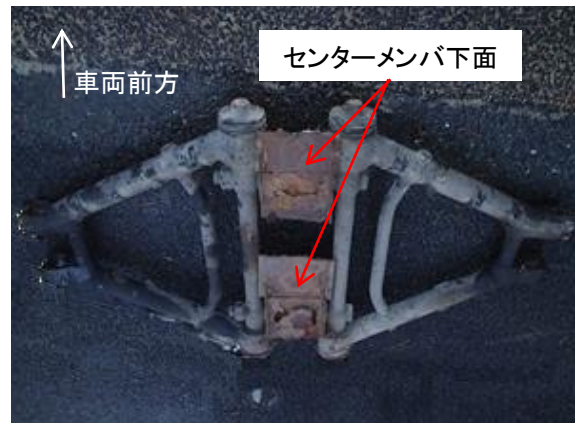
【事故車の状況】



A視:センターメンバ側面視



B視:センターメンバ車両前方下面視



※ロアアームを車両から取り外した状態

三菱ふそうトラック・バス株式会社

(別添3)

国自整第321号
平成27年12月25日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

当該事故を受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内運輸支局を通じて、管内自動車運送事業者に対し、事業用自動車（バス）の緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおりに著しい腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記により車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう貴会傘下会員の自動車運送事業者に周知して頂きますようお願いいたします。

なお、本件については、別添3及び別添4のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

- バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf

国自整第321号の2
平成27年12月25日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

当該事故を受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内運輸支局を通じて、管内自動車運送事業者に対し、事業用自動車（バス）の緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおりに著しい腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、貴会傘下会員の保有している事業用自動車においても同種事故が発生するおそれがあることから、貴会傘下会員の自動車運送事業者の下回りの主要骨格部分の点検をはじめ、保守管理を徹底して頂きますよう周知方よろしく申し上げます。

なお、本件については、別添3及び別添4のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び

沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

○三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

○バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf

国自整第321号の3
平成27年12月25日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿
一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

当該事故を受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内運輸支局を通じて、管内自動車運送事業者に対し、事業用自動車（バス）の緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおりに著しい腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、別添3のとおり関係団体に対して緊急点検の実施及び保守管理の徹底を

図るよう通知しましたので、自動車運送事業者から整備の必要性等相談があった場合には適切に対応して頂けますようよろしくお願いします。

なお、本件については、別添4及び別添5のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenace.pdf

- バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf

国自整第321号の4
平成27年12月25日

各地方運輸局（東北除く）自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長
(公印省略)

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところである。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっている。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生した。事故原因については、現在調査中であるが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところである。

当該事故を受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内運輸支局を通じて、管内自動車運送事業者に対し、事業用自動車（バス）の緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう通知したところである。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおり著しく腐食が見られ、同種の事故が再発したことは重く受け止める必要がある。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、貴局管内のバス事業者に対し、別添3のとおり車枠・車体の腐食に関する緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう周知されたい。また、その他の自動車運送事業者に対しても、同種事故が発生するおそれがあることから保守管理の徹底を周知されたい。

なお、本件については、別添3のとおり関係団体等に対して通知したことを申し添える。

国自整第321号の5
平成27年12月25日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長
(公印省略)

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところである。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等を取りまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっている。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生した。事故原因については、現在調査中であるが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところである。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添1のとおり著しく腐食が見られ、同種の事故が再発したことは重く受け止める必要がある。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、別添2のとおり関係団体等に対し通知し、別添3のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので、了知されたい。

国自整第321号の6
平成27年12月25日

自動車検査独立行政法人 理事長 殿
軽自動車検査協会 理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長

事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、別添のとおり地方運輸局等及び関係団体に対して通知しましたので、了知いただくとともに、自動車検査場において実施する保安基準の適合性審査においても、点検ハンマーによる打音検査を実施する等、車体腐食事故防止にご協力をお願いします。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

- バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf

(別添4)

国自整第322号の2
平成27年12月25日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

標記については、別添1のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会に、別添2のとおり自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会に通知したので了知されたい。

また、同種事故の再発防止を図るため、各種会議・研修等のあらゆる機会を捉えて、自動車分解整備事業者に対し、別添1と同様の措置を行うよう周知されたい。